

例 規 集

高幡広域市町村圏事務組合

令和7年2月28日現在

目 次

高幡広域市町村圏事務組合同規約	1
高幡広域市町村圏事務組合同公告式条例	5
高幡広域市町村圏事務組合同議会定例会の回数に関する条例	7
高幡広域市町村圏事務組合同監査委員の定数及び事務執行に関する条例	8
高幡広域市町村圏事務組合同職員定数条例	10
高幡広域市町村圏事務組合同事務局設置条例	11
高幡広域市町村圏事務組合同人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	12
高幡広域市町村圏事務組合同議員等の報酬及び費用弁償等支給条例	14
高幡広域市町村圏事務組合同職員の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件 及び服務に関する条例	16
高幡広域市町村圏事務組合同議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償 等に関する条例	19
高幡広域市町村圏事務組合同介護認定審査会の設置及び運営に関する条例	20
高幡広域市町村圏事務組合同介護認定審査会の設置及び運営に関する規則	21
高幡広域市町村圏事務組合同障害支援区分認定等審査会の設置及び運営に 関する条例	23
高幡広域市町村圏事務組合同障害支援区分認定等審査会の設置及び運営に 関する規則	24
高幡広域市町村圏事務組合同負担金徴収条例	26
高幡広域ふるさと市町村圏基金の設置、管理及び処分に関する条例	30
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例	31
須崎斎場の設置及び管理に関する条例	32
須崎斎場の設置及び管理に関する条例施行規則	37
須崎斎場に係る指定管理者選定委員会規程	47
須崎斎場調整基金条例	49
高幡広域ふるさと市町村圏計画審議会条例	50
高幡広域市町村圏事務組合同議会定例会規則	51
高幡広域市町村圏事務組合同議会会議規則	52
高幡広域市町村圏事務組合同副市町長会設置規則	59
高幡広域市町村圏事務組合同議会公印規程	61
高幡広域市町村圏事務組合同処務規程	63
高幡広域市町村圏事務組合同と高知県との間の公平委員会の事務の委託に 関する規約	68
高幡広域市町村圏事務組合同退職手当審査会設置条例	69
高幡広域市町村圏事務組合同一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に 関する条例	71

高幡広域市町村圏事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例施行規則	73
高幡広域市町村圏事務組合会計管理者事務委任等に関する規則	75
高幡広域市町村圏事務組合補助金等交付規則	76
高幡広域市町村圏事務組合行政不服審査会条例	89
高幡広域市町村圏事務組合行政不服審査会条例を廃止する条例	90
高幡広域市町村圏事務組合個人情報保護法施行条例	91
高幡広域市町村圏事務組合個人情報保護法施行条例施行規則	92
高幡広域市町村圏事務組合個人情報保護審査会条例	93
高幡広域市町村圏事務組合個人情報保護審査会規則	95
高幡広域市町村圏事務組合議会の個人情報の保護に関する条例	96
高幡広域市町村圏事務組合特定個人情報等管理規程	111
高幡広域市町村圏事務組合債権管理機構設置条例	117
高幡広域市町村圏事務組合滞納整理条例	118
高幡広域市町村圏事務組合特別会計条例	139
高幡広域市町村圏事務組合租税債権管理機構一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例	140
高幡広域市町村圏事務組合租税債権管理機構一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例施行規則	142
高幡広域市町村圏事務組合と佐川町の町税等の滞納整理に関する事務の受託に関する規約	143
高幡広域市町村圏事務組合と越知町の町税等の滞納整理に関する事務の受託に関する規約	144
高幡広域市町村圏事務組合と土佐市の市税等の滞納整理に関する事務の受託に関する規約	145
高幡広域市町村圏事務組合職員の管理職手当及び税務手当に関する規則	146
高幡広域市町村圏事務組合職員懲戒等審査委員会規則	147
高幡広域市町村圏事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託に関する規約	149

高幡広域市町村圏事務組合規約

平成 3 年 8 月 1 日
高知県指令地第 3 5 2 号

改正 平成 1 1 年 1 月 1 1 日 平成 1 7 年 1 0 月 1 7 日
平成 1 1 年 7 月 5 日 平成 1 8 年 6 月 2 8 日
平成 1 6 年 1 月 2 6 日 平成 1 9 年 1 月 1 2 日
平成 1 7 年 7 月 1 3 日 平成 2 5 年 3 月 2 7 日
平成 3 0 年 1 0 月 1 5 日

(名称)

第 1 条 この組合は、高幡広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）という。

(組織する市町)

第 2 条 組合は、次に掲げる市町をもって組織する。

須崎市、中土佐町、四万十町、梶原町、津野町

(共同処理する事務)

第 3 条 組合は、次表右欄に掲げる市町に係る同表左欄の事務を共同処理する。

共同処理する事務	市町
高幡広域ふるさと市町村圏計画の策定及び同計画に基づく事業の実施、進行管理、連絡調整並びに広域活動計画に基づく事業の実施に関する事務	須崎市、中土佐町、四万十町、梶原町、津野町
須崎斎場の設置及び維持管理並びに運営に関する事務	須崎市、津野町
介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 4 条に規定する介護認定審査会の設置及び運営に関する事務	須崎市、中土佐町、四万十町、梶原町、津野町
地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定に基づく市町村税、国民健康保険税及び個人県民税並びにその附帯債権並びに地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）の規定に基づく債権及びその附帯債権（以下「滞納税等」という。）に係る滞納事案のうち、組織市町の長との協議により、組合が処理することとなった事案に係る滞納税等の滞納整理に関する事務	須崎市、中土佐町、四万十町、梶原町、津野町
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 1 5 条に規定する介護給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営に関する事務	須崎市、中土佐町、四万十町、梶原町、津野町

(事務所の位置)

第 4 条 組合の事務所は、須崎市に置く。

(議会の組織及び議員の選挙の方法)

第 5 条 組合の議会の議員の定員は 1 0 人とし、議員は、組合を組織する市町の長及び議長をもって充てる。ただし、第 8 条の規定により議員が管理者又は副管理者に選任された場合は、市町の長においては、当該市町の副市町長、議長においては、当該市町の副議長をもってこれに充てる。

(議会の構成)

第6条 議会の議長及び副議長は、議会において選挙し、任期は、2年とする。

(議員の任期)

第7条 組合の議員の任期は、組合を組織する市町の長及び副市町長並びに議長及び副議長の任期による。

(議決方法の特例)

第7条の2 組合の議会の議決すべき事件のうち、組合を組織する市町の一部に係るものの事件については、当該事件に係る市町から選出されている議員の総数の半数以上が出席し、かつ、その過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決する。

(執行機関の組織及び選任方法)

第8条 組合に管理者、副管理者及び会計管理者、各1人を置く。

2 管理者及び副管理者は、組合の議会において議員のうちから選挙する。

3 会計管理者は、管理者が組織市町の会計管理者の中から選任する。

4 管理者及び副管理者の任期は、2年とする。

(職員)

第9条 前条に定めるもののほか、組合に必要な職員を置き管理者が任免する。

(監査委員の設置及び定数)

第10条 組合に監査委員を置く。

2 監査委員の定数は、2人とし、任期は2年とする。

3 監査委員は、管理者が議会の同意を得て議員の中から選任する。

(経費の支弁方法)

第11条 組合の経費は、組合財産及び事業により生ずる収入、国及び県の支出金、地方債、組織市町の負担金その他法令により組合に属する収入をもってこれに充てるほか、不足額は、組合議会の議決を経て組合を組織する市町に分賦する。

2 前項の規定にかかわらず、第3条の共同処理する事務のうち滞納整理に関する事務に係る経費については、滞納整理事案の移管を行った市町（以下「関係市町」という。）の負担金その他の収入をもってこれに充てるほか、不足額は、組合議会の議決を経て関係市町に分賦する。

(ふるさと市町村圏基金の設置)

第12条 組合に、高幡広域ふるさと市町村圏基金（以下「基金」という。）を設置する。

2 基金は、高幡広域市町村圏の振興整備のための事業の推進に資することを目的とする。

3 基金は、組織市町の出資等により設置する。

4 組織市町は、別表に定める額を基金に出資するものとする。

(基金に属する財産の処分の制限)

第13条 基金に属する財産のうち、組織市町からの出資総額に相当する額は、これを処分することができない。

(基金財産に対する出資市町の権利)

第14条 組合が解散する場合には、基金に属する財産は出資割合に応じて出資市町に帰属する。

(雑則)

第15条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、知事の許可のあった日から施行する。
- 2 組合は、平成3年7月31日をもって解散する大野見青年の家組合の事務を継承する。

附 則（平成11年1月11日高知県指令10地政第403号）

この規約は、高知県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成11年7月5日高知県指令11地政第161号）

この規約は、高知県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成16年1月26日高知県指令15高市振第1863号）

この規約は、高知県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成17年7月13日高知県指令17高市振第508号）

この規約は、高知県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成17年10月17日高知県指令17高市振第1097号）

この規約は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年6月28日高知県指令18高市振第446号）

この規約は、高知県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成19年1月12日高知県指令18高市振第1310号）

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月27日高知県指令24高市振第1612号）

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月15日高知県指令30高市振第789号）

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第 1 2 条関係）

高幡広域ふるさと市町村圏基金出資金額

市 町	出資額（千円）
須 崎 市	2 4 3, 8 5 4
中 土 佐 町	1 4 4, 5 4 6
四 万 十 町	2 9 2, 7 9 6
梶 原 町	8 4, 8 1 1
津 野 町	1 3 3, 9 9 3
合 計	9 0 0, 0 0 0

高幡広域市町村圏事務組合

「高幡広域ふるさと市町村圏基金」出資額算出表

（単位：千円）

	基 金 出資金				出資割合 (%)
		均等割 (30%)	人口割 (35%)	財政割 (35%)	
須 崎 市	243,854	30,000	123,291	90,563	27.1
中 土 佐 町	144,546	60,000	40,099	44,447	16.1
四 万 十 町	292,796	90,000	98,595	104,201	32.5
梶 原 町	84,811	30,000	20,444	34,367	9.4
津 野 町	133,993	60,000	32,571	41,422	14.9
合 計	900,000	270,000	315,000	315,000	100.0

注：1 基金出資金のうち、30%を均等割、35%を人口割、35%を財政割とする。

注：2 人口は、平成 2 年国勢調査速報値。

高幡広域市町村圏事務組合公告式条例

平成3年8月1日

条 例 第 1 号

平成17年 2月 1日 条例第1号

平成17年12月22日 条例第5号

平成18年 3月10日 条例第1号

(この条例の目的)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第16条第4項の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、別表の掲示場に掲示してこれを行う。

(規則に関する準用)

第3条 前条の規定は、規則に準用する。

(規程の公表)

第4条 規則を除くほか、管理者の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して管理者印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規程に準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

第5条 第2条の規定は、組合の機関の定める規則で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第1項中「管理者」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、組合の機関の定める規程で公表を要するものに準用する。ただし、同条第1項中「管理者」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と、「管理者印」とあるのは「当該機関印又は当該機関の代表者の印」と読み替えるものとする。

(施行期日)

第6条 規則及び組合の機関の定める規則又は規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年2月1日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年12月22日条例第5号)

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月10日条例第1号)

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

別 表（第2条関係）

須 崎 市 役 所 掲 示 場

中 土 佐 町 役 場 掲 示 場

四 万 十 町 役 場 掲 示 場

梶 原 町 役 場 掲 示 場

津 野 町 役 場 掲 示 場

高幡広域市町村圏事務組合議会定例会の回数に関する条例

平成3年8月1日

条 例 第 2 号

(定例会の回数)

第1条 高幡広域市町村圏事務組合議会定例会は、毎年2回開くものとする。

(委任)

第2条 この条例の施行につき必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高幡広域市町村圏事務組合監査委員の定数及び事務執行に関する条例

平成3年8月1日

条 例 第 3 号

令和 4年 3月 4日 条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第195条及び第202条の規定に基づき、高幡広域市町村圏事務組合監査委員（以下「監査委員」という。）の定数及び事務執行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定数)

第2条 監査委員の定数は、2人とする。

(定例監査)

第3条 監査委員は、法第199条第4項の規定による監査を行うときは、あらかじめ監査期日を管理者に通知しなければならない。

(請求又は要求に基づく監査)

第4条 監査委員は、法第98条第2項の請求又は第199条第6項の要求があったときは、当該監査の請求を受理した日から7日以内に監査に着手しなければならない。

(行政監査、随時監査及び財政援助団体等に対する監査)

第5条 監査委員は、法第199条第2項、第5項及び第7項の規定による監査を行うときは、監査期日前5日までに、その期日を管理者に通知するものとする。ただし、特に必要があるときは、この限りではない。

(決算等の審査)

第6条 監査委員は、法第233条第2項の規定により、決算及び証書類が審査に付されたときは、1カ月以内に意見を付けて管理者に送付しなければならない。

(現金出納の検査)

第7条 法第235条の2第1項の規定による検査は、毎月10日から15日までの間において前月分の現金出納について行う。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

(公金の収納等の監査)

第8条 法第235条の2第2項の規定による監査を行うときは、監査委員は、その監査期日前7日までにその期日を金融機関に通知するものとする。

(告示及び公表)

第9条 監査委員の行う告示及び公表は、高幡広域市町村圏事務組合公告式条例（平成3年条例1号）の例による。

(実施細則)

第10条 この条例に規定するものを除くほか、監査委員の事務執行に関し、必要な事項は、監査委員の合議で決する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和４年３月４日条例第１号）
この条例は、令和４年３月４日から施行する。

高幡広域市町村圏事務組合職員定数条例

平成3年8月1日

条 例 第 4 号

平成16年 3月10日 条例第5号

平成18年 3月10日 条例第3号

高幡広域市町村圏事務組合同規約第9条の規定に基づき、職員の定数を次のように定める。

組合の事務局の職員 3人

組合の租税債権管理機構の職員 6人

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月10日条例第5号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月10日条例第3号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

高幡広域市町村圏事務組合事務局設置条例

平成3年8月1日

条 例 第 5 号

(事務局の設置)

第1条 高幡広域市町村圏事務組合は、その属する事務を処理させるため事務局を置く。

(職員の定数)

第2条 事務局の職員の定数は、高幡広域市町村圏事務組合職員定数条例（平成3年条例第4号）の定めるところによる。

(委任規定)

第3条 法令に定めるものを除くほか、事務局について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高幡広域市町村圏事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

平成17年7月12日

条 例 第 4 号

改正 平成30年3月19日 条例第3号

改正 令和2年3月2日 条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命権者の報告)

第2条 任命権者は、毎年9月末までに、高幡広域市町村圏事務組合管理者（以下「管理者」という。）に対し、前年度における人事行政の運営状況を報告しなければならない。

(任命権者の報告事項)

第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の人事評価の現状
- (3) 職員の給与の状況
- (4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (5) 職員の休業に関する状況
- (6) 職員の分限及び懲戒処分の状況
- (7) 職員のサービスの状況
- (8) 職員の退職管理の状況
- (9) 職員の研修の状況
- (10) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (11) その他管理者が必要と認める事項

(高知県人事委員会の報告)

第4条 高知県人事委員会は、高幡広域市町村圏事務組合から公平委員会の事務の委託を受けている間は、毎年9月末までに、管理者に対し、前年度における業務の状況を報告するものとする。

(高知県人事委員会の報告事項)

第5条 高知県人事委員会が前条の規定により報告する事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 職員の勤務条件に関する措置の要求の状況

(2) 職員に対する不利益処分に関する審査請求の状況

(公表の時期)

第6条 管理者は、第2条及び第4条の規定による報告を受けたときは、毎年12月末までに、第2条による報告を取りまとめ、その概要及び第4条の規定による報告を公表しなければならない。

(公表の方法)

第7条 前条の規定による公表は、高幡広域市町村圏事務組合公告式条例（平成3年条例第1号）の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月19日 条例第3号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月2日 条例第3号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

高幡広域市町村圏事務組合議員等の報酬及び費用弁償等支給条例

平成3年8月1日

条 例 第 6 号

改正 平成 3年12月5日 条例第14号

平成 4年 4月1日 条例第1号

平成 9年 4月1日 条例第1号

平成19年3月9日 条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第1項に規定する職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づく一般職に属する職員を除く。以下「議員等」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関する事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 前条に規定する議員等の報酬は別表のとおりとする。

(費用弁償)

第3条 議員等が公務のため旅行するとき又は出務したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定による支給する旅費の額及び支給方法等については、須崎市一般職の職員の旅費に関する条例（昭和29年須崎市条例第17号）の例による。

(期末手当)

第4条 議員等に期末手当を支給することができる。

2 前項の期末手当の支給に関しては、須崎市一般職員の給与に関する条例（昭和29年須崎市条例第16号）の例による。

(委任規定)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年12月5日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年4月1日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年4月1日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月9日条例第1号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

別 表（第2条関係）

（単位：千円）

区 分	報 酬
管 理 者	年 額 4 0
副 管 理 者	〃 3 5
議 長	〃 2 5
副 議 長	〃 2 0
議 会 の 議 員	〃 1 5
監 査 委 員	日 額 5
審 議 会 委 員	〃 5

高幡広域市町村圏事務組合職員の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例

平成13年8月1日
条 例 第 1 号

(平成3年8月1日条例第7号高幡広域市町村圏事務組合職員の給与、旅費、勤務時間

その他の勤務条件及び服務に関する条例を全部改正)

改正	平成14年12月25日	条例第1号	平成15年11月20日	条例第4号
	平成16年	3月10日	条例第6号	平成18年12月20日
	平成24年11月30日	条例第1号	平成26年12月18日	条例第4号
	平成27年	3月20日	条例第1号	平成28年
	平成28年12月22日	条例第4号	平成29年12月21日	条例第2号
	平成30年12月20日	条例第7号	令和元年12月19日	条例第2号
	令和4年11月21日	条例第3号	令和5年	3月6日
				条例第1号

(総則)

第1条 高幡広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）の職員の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件及び定年、分限、懲戒、服務、宣誓、職務に専念する義務の特例、職員の団体の登録、職員団体のための職員の行為の制限の特例、その他の身分の取扱に関して、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定により条例で定めることとされている事項については、別に条例で定めがあるものを除き、須崎市の職員について定めるこれらの条例の規定による。

2 前項の規定にかかわらず、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定に基づき、組合租税債権管理機構（以下「管理機構」という。）に派遣される職員の給与及び手当等については、次に掲げるものとする。

(1) 給与及び手当（特殊勤務手当は除く。）は、派遣する普通地方公共団体の給与条例等を適用し、その他の勤務条件については、派遣する地方公共団体と派遣を受ける組合との協議に基づき、協定書を締結し定めることとする。

(2) 手当は次のとおりとし、規則で定める。

手当の種類	支給対象者	支給月額	備 考
管理職手当	管理局長	本 俸 の 1 2 % 以 内	派遣された職員が管理職の場合は適用しない。
税 務 手 当	その他の職員	1 1 , 0 0 0 円 以 内	

(3) 管理局長については、休日勤務手当及び超過勤務手当は支給しない。

(4) 旅費については、高知県の旅費に関する規定を準用する。

(退職手当)

第2条 組合の職員の退職手当については、前条第1項の規定にかかわらず、高知県町村職員退職手当組合同規約の規定による。

附 則

この条例は、平成13年8月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成14年4月1日から施行し、平成13年8月1日から適用する。

附 則（平成14年12月25日条例第1号）

この条例は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成15年11月20日条例第4号）

この条例は、平成15年12月1日から施行する。

附 則（平成16年3月10日条例第6号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月20日条例第7号）

この条例は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成24年11月30日条例第1号）

この条例は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（平成26年12月18日条例第4号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

（給与の内払）

2 この条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成27年3月20日条例第1号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月17日条例第2号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

（給与の内払）

2 この条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成28年12月22日条例第4号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

（給与の内払）

2 この条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成29年12月21日条例第2号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

（給与の内払）

2 この条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成30年12月20日条例第7号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

（給与の内払）

2 この条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、

改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和元年１２月１９日条例第２号）

（施行期日等）

１ この条例は、公布の日から施行し、平成３１年４月１日から適用する。

（給与の内払）

２ この条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和４年１１月２１日条例第３号）

（施行期日等）

１ この条例は、公布の日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

（給与の内払）

２ この条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和５年３月６日条例第１号）

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

高幡広域市町村圏事務組合議会の議員その他非常勤の職員の公務
災害補償等に関する条例

平成3年8月1日

条 例 第 9 号

高幡広域市町村圏事務組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
事項については、別に条例で定めがあるものを除き、須崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災
害補償等に関する条例（昭和42年須崎市条例第35号）の定めるところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高幡広域市町村圏事務組合介護認定審査会の設置及び運営に関する条例

平成 11 年 7 月 8 日

条 例 第 2 号

改正 平成 19 年 3 月 9 日 条例第 2 号

(設置)

第 1 条 介護認定審査を共同処理するため介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 14 条に規定する介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）を設置する。

(委員の定数)

第 2 条 認定審査会の委員（以下「委員」という。）の定数は、35 人以内とする。

(報酬)

第 3 条 委員には、報酬として出務した日数に応じ、日額 13,000 円を支給する。

(費用弁償)

第 4 条 委員が、公務のために旅行するとき又は出務したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額及び支給方法等については、須崎市一般職の職員の旅費に関する条例（昭和 29 年須崎市条例第 17 号）の例による。

(規則への委任)

第 5 条 法及びこの条例に定めるもののほか、認定審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

高幡広域市町村圏事務組合介護認定審査会の設置及び運営に関する規則

平成11年7月8日

規則第1号

改正 平成28年4月1日 規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、高幡広域市町村圏事務組合介護認定審査会の設置及び運営に関する条例（平成11年条例第2号。以下「認定審査会条例」という。）の規定に基づき、認定審査会の円滑な運営を確保するために必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、要介護者等の保健、医療又は福祉に関する識見を有する者のうちから、高幡広域市町村圏事務組合管理者（以下「管理者」という。）がこれを選任する。

2 委員の任期は、3年とする。

3 委員に任期途中の辞任等を生じたときは、管理者は速やかに補欠の委員を選任するものとする。
この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第3条 認定審査会に会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、認定審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 認定審査会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 認定審査会は、会長及び過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決をすることができない。

3 認定審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(合議体)

第5条 認定審査会は、委員のうちから会長が指名する者をもって構成する合議体（以下「合議体」という。）で、審査及び判定の案件を取り扱う。

2 合議体に長（以下「長」という。）を1人置き、当該合議体を構成する委員の互選によってこれを定める。

3 長は、会務を総理し、当該合議体を代表する。

4 長に事故があるときは、長があらかじめ指名するものが、その職務を代理する。

5 合議体は、会長が招集し、長が議長となる。

- 6 合議体は、複数設置することができる。
- 7 1 合議体を構成する委員の定数は、8 名以内とする。
- 8 合議体は、これを構成する委員の過半数が出席しなければ、これを開き、議決することができない。
- 9 合議体の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、長の決するところによる。
- 10 認定審査会において別段の定めをした場合のほかは、合議体の議決をもって認定審査会の議決とする。

(委任規定)

第6条 この規則に定めるもののほか、認定審査会に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

高幡広域市町村圏事務組合障害支援区分認定等審査会の設置及び運営に関する条例

平成18年7月1日

条 例 第 5 号

改正 平成25年3月7日 条例第1号

改正 平成26年3月4日 条例第2号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第15条に規定する介護給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営に関する業務を共同処理するため、障害支援区分認定等審査会(以下「認定等審査会」という。)を設置する。

(委員の定数)

第2条 認定等審査会の委員(以下「委員」という。)の定数は、10人以内とする。

(報酬)

第3条 委員には、報酬として出務した日数に応じ、日額13,000円を支給する。

(費用弁償)

第4条 委員が、公務のために旅行するとき又は出務したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額及び支給方法等については、須崎市一般職の職員の旅費に関する条例(昭和29年須崎市条例第17号)の例による。

(規則への委任)

第5条 法及びこの条例に定めるもののほか、認定等審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

高幡広域市町村圏事務組合障害支援区分認定等審査会の設置及び運営に関する規則

平成18年7月1日

規則第2号

改正 平成26年 3月 4日 規則第1号

改正 平成28年 4月 1日 規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、高幡広域市町村圏事務組合障害支援区分認定等審査会の設置及び運営に関する条例（平成18年条例第5号。以下「認定等審査会条例」という。）の規定に基づき、障害支援区分認定等審査会（以下「認定等審査会」という。）の円滑な運営を確保するために必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 認定等審査会の委員（以下「委員」という。）は、障害者等の保健、医療又は福祉に関する識見を有する者のうちから、高幡広域市町村圏事務組合管理者（以下「管理者」という。）がこれを選任する。

2 委員の任期は、3年とする。

3 委員に任期途中の辞任等を生じたときは、管理者は速やかに補欠の委員を選任するものとする。
この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第3条 認定等審査会に会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、認定審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 認定等審査会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 認定等審査会は、会長及び過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決をすることができない。

3 認定等審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(合議体)

第5条 認定等審査会は、委員のうちから会長が指名する者をもって構成する合議体（以下「合議体」という。）で、審査及び判定の案件を取り扱う。

2 合議体に長（以下「長」という。）を1人置き、当該合議体を構成する委員の互選によってこれを定める。

- 3 長は、会務を総理し、当該合議体を代表する。
- 4 長に事故があるときは、長があらかじめ指名するものが、その職務を代理する。
- 5 合議体は、会長が招集し、長が議長となる。
- 6 合議体は、複数設置することができる。
- 7 1 合議体を構成する委員の定数は、5 人以内とする。
- 8 合議体は、これを構成する委員の過半数が出席しなければ、これを開き、議決することができない。
- 9 合議体の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、長の決するところによる。
- 10 認定等審査会において別段の定めをした場合のほかは、合議体の議決をもって認定等審査会の議決とする。

(委任規定)

第6条 この規則に定めるもののほか、認定等審査会に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する

高幡広域市町村圏事務組合負担金徴収条例

平成3年8月1日

条 例 第 1 0 号

改正	平成10年3月4日	条例第2号	平成17年12月22日	条例第7号
	平成11年3月3日	条例第1号	平成18年3月10日	条例第2号
	平成11年7月8日	条例第3号	平成18年7月1日	条例第6号
	平成12年3月3日	条例第1号	平成19年3月9日	条例第3号
	平成15年3月10日	条例第2号	平成26年3月4日	条例第3号
	平成16年3月10日	条例第7号	平成30年12月7日	条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、高幡広域市町村圏事務組合規約第11条の規定により、組合に要する経費の負担金の徴収について定めるものとする。

(負担金)

第2条 前条に規定する負担金は、別表第1及び別表第2に掲げる負担割合により、関係する市町から徴収するものとする。

2 負担金は、管理者の指定する期日までに納付しなければならない。

(負担金の決定)

第3条 負担金の額は、組合に要する経費について、前条に規定する負担割合によって算定するものとし、議会の議決を得て管理者が決定する。

2 別表第2に規定する負担割合のうち、引受人数割額については毎年度関係する市町との協議により設定する引受人数枠に基づき、別表第3に定める計算式により算定するものとする。

3 前項により算定され徴収された引受人数割額については、別表第4に定める計算式によりその額を確定し、すでに納付された引受人数割額と差異がある場合は、その差異を精算する。

4 組合規約第11条第2項の不足額の分賦については、別表第5に定める計算式により算定するものとする。

(委任規定)

第4条 この条例に定めるものを除くほか、この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年3月4日条例第2号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月3日条例第1号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年7月8日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月3日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成１５年３月１０日条例第２号）

この条例は、平成１５年４月１日から施行する。

附 則（平成１６年３月１０日条例第７号）

この条例は、平成１６年４月１日から施行する。

附 則（平成１７年２月１日条例第２号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、平成１６年度及び平成１７年度の負担金については、なお従前の例による。

附 則（平成１７年１２月２２日条例第７号）

この条例は、平成１８年１月１日から施行する。ただし、平成１７年度及び平成１８年度の負担金については、なお従前の例による。

附 則（平成１８年３月１０日条例第２号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成１８年３月２０日から施行する。ただし、別表第３の改正規定については、平成１８年４月１日から施行する。

（適用区分）

- 2 平成１７年度及び平成１８年度の負担金については、なお従前の例による。

附 則（平成１８年７月１日条例第６号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成１９年３月９日条例第３号）

この条例は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則（平成２６年３月４日条例第３号）

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則（平成３０年１２月７日条例第５号）

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

別表第 1 (第 2 条関係)

		負担割合 (%)					関 係 市 町
		設置場所 市 町 割	均等割	人口割	標準財政 規 模 割	利用割	
組 合 維 持 管 理 関 係			3 0	3 5	3 5		須崎市、中土佐町、 四万十町、梶原町、 津野町
ふるさと市町村圏事業関係			1 0 0				
須崎斎場 関 係	用 地 費	1 0 0					須崎市、津野町
	建 設 費	8 0	1 0	1 0			
	施 設 整 備 費	8 0	1 0	1 0			
	維 持 管 理 費					1 0 0	
介護認定 審査会関 係	人 件 費		3 0	3 5	3 5		須崎市、中土佐町、 四万十町、梶原町、 津野町
	そ の 他 費 の 経 費		6 0	4 0			
障害支援 区分認定 等審査会 関 係	人 件 費		3 0	3 5	3 5		須崎市、中土佐町、 四万十町、梶原町、 津野町
	そ の 他 費 の 経 費		6 0	4 0			

備考：人口割に用いる人数については、次の区分の数を用いる。

- 1 組合維持管理関係及び須崎斎場関係 直近の国勢調査の人口
- 2 介護認定審査会関係 直近の国勢調査の 6 5 歳以上の人口
- 3 障害程度区分認定等審査会関係 直近の国勢調査の翌年の 4 月 1 日現在の身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付者数

別表第2（第2条第1項関係）

	基 準	負 担 割 合	関 係 市 町
滞納整理 に関する 事務関係	引受人数割額 徴収実績割額	引受人数1人当りの負担額 前年度徴収実績に対し 10%	須崎市、中土佐町、四万十町、 梶原町、津野町

別表第3（第3条第2項関係）

引受人数枠	引 受 人 数 割 額
400人	(当該年度の歳出予算額－徴収実績割額の総額－その他の収入額) ÷ 引受人数 枠の総数 × 関係市町ごとの引受人数枠による人数

別表第4（第3条第3項関係）

引 受 人 数 割 額 の 精 算
(当該年度の歳出決算額－徴収実績割額の総額－その他の収入額) ÷ 引受人数枠の総数 × 関係市町ご との実引受処理人数

別表第5（第3条第4項関係）

不 足 額 の 精 算
(不足額 ÷ 引受人数枠の総数) × 関係市町ごとの実引受処理人数

高幡広域ふるさと市町村圏基金の設置、管理及び処分に関する条例

平成3年8月1日

条 例 第 1 1 号

(設置)

第1条 高幡広域市町村圏の振興を図り、組合において策定する広域活動計画に定める事業の推進に資することを目的として、高幡広域ふるさと市町村圏基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立)

第2条 基金は、一般会計歳入歳出予算で定めるところにより、積立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金、その他确实かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、确实かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、第1条の目的を達成するため行う事業の経費の財源に充てるものとする。

(処分)

第5条 基金は、これを処分することができない。

(委任)

第6条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

平成3年8月1日

条 例 第 1 2 号

改正 平成11年12月6日 条例第4号

(目的)

第1条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により、準用する同法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により、準用する同法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産又は動産の買入れ又は売払（土地については1件5,000平方メートル以上のものに限る。）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年12月6日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

須崎斎場の設置及び管理に関する条例

平成22年7月2日

条 例 第 1 号

(趣旨)

第1条 この条例は、須崎斎場（以下「斎場」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 斎場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 須崎斎場

位置 須崎市池ノ内字船戸970番7

(施設)

第3条 斎場に次の施設を置く。

(1) 火葬室

(2) 式場、待合室及び霊安室

(業務)

第4条 斎場は、次の業務を行う。

(1) 遺体等の火葬に関すること。

(2) 式場等の施設の利用に関すること。

(利用時間及び休業日)

第5条 斎場の利用時間及び休業日は、次のとおりとする。

(1) 利用時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。但し、式場待合室及び霊安室の利用については、この限りではない。

(2) 休業日 1月1日とする。

2 前項の規定にかかわらず、特に管理者が必要と認めるとき、又は、指定管理者が必要と認める場合であって、予め管理者の許可を得たときは、利用時間を変更し、又は臨時に休業日を設けることができる。

(利用の許可)

第6条 斎場を利用しようとする者は、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。

2 斎場の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、その利用を取りやめ、又は許可された事項を変更しようとする場合は、遅滞なくその旨を管理者に申し出なければならない。

(利用許可の取消し)

第7条 管理者は、利用者がこの条例若しくはこれに基づく規則に違反したとき、又は管理者が特に必要があると認めたときは、既に与えた利用許可を取り消すことができる。

(使用料)

第8条 斎場の使用料は、別表のとおりとする。

2 使用料は、前納とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第9条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条に規定する使用料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 死亡の際、須崎市又は津野町において、生活保護法（昭和25年法律第144号）による扶助を受けていた者のために使用するとき。
- (2) 行旅病人及行路死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の規定に基づき、使用料が須崎市又は津野町の公費をもって充てられるとき。
- (3) その他管理者が特に必要があると認めたとき。

（使用料の返還）

第10条 既に納入した使用料は返還しない。ただし、管理者が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

（損害賠償の義務）

第11条 利用者が、斎場の施設、設備等をき損又は滅失したときは、管理者の認定する損害額を賠償しなければならない。

（指定管理者による管理）

第12条 斎場の管理は、管理者が指定する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

（指定管理者の指定手続）

第13条 管理者は、指定管理者に施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

- (1) 施設の概要
- (2) 申請の資格（以下「資格」という。）
- (3) 申請受付期間（以下「申請期間」という。）
- (4) 管理の基準
- (5) 管理業務の範囲及び具体的内容
- (6) 利用料金に関する事項
- (7) 管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）
- (8) 選定の基準
- (9) その他管理者が別に定める事項

（申請）

第14条 前条の規定により指定管理者になろうとする団体は、次に掲げる書類を申請期間内に管理者に提出しなければならない。

- (1) 申請書
- (2) 資格を有していることを証する書類
- (3) 管理業務に関する事業計画書
- (4) 管理に係る収支計画書
- (5) 当該団体の経営状況を説明する書類
- (6) その他管理者が別に定める書類

（選定方法及び選定基準）

第15条 管理者は、前条の規定に基づく申請があったときは、提出された書類その他必要な事項を調査し、次に掲げる基準を満たし施設の管理を行うに当たり適当と認める団体を指定管理者の候補

者として選定するものとする。

- (1) 斎場の平等な利用が確保されること。
- (2) 前条第3号の事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 前条第3号の事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (4) 前条第4号の収支計画書の内容が、施設の管理に要する経費の縮減が図られるものであること。
- (5) その他管理者が別に定める基準
(公募によらない指定管理者の候補者の選定等)

第16条 管理者は、施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が明確に期待できるとき、又は第13条の規定による公募により施設を管理することが適当でないときは、公募によらず、高幡広域市町村圏事務組合が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体（以下「公共的団体等」という。）を指定管理者の候補者として選定することができる。公募を行ったにもかかわらず申請がなかった場合も、同様とする。

- 2 管理者は、前項の規定により選定するときは、あらかじめ第14条各号の事項について公共的団体等と協議を行うものとし、前条各号の基準に照らし判断するものとする。

(選定結果の通知)

第17条 管理者は、第15条又は前条の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果を団体又は公共的団体等に通知しなければならない。

(選定の取消し及び再度の選定)

第18条 管理者は、選定した指定管理者の候補者（以下「被選定者」という。）を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、その選定を取り消すことができる。この場合において、被選定者にその旨を通知しなければならない。

- 2 前項の規定によりその指定を取り消した場合において、被選定者に損害が生じても、管理者はその賠償の責めを負わない。

- 3 管理者は、第1項の規定によりその選定を取り消したときは、再度指定管理者となるべき団体又は公共的団体等を選定することができる。

(指定管理者の指定)

第19条 管理者は、法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、被選定者を指定管理者に指定するものとする。

- 2 管理者は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

(協定の締結)

第20条 前条第1項の被選定者は、指定管理者の指定を受けるときは、管理者等と施設の管理に関する協定（以下「協定」という。）を締結しなければならない。

(指定管理者が行う管理の基準)

第21条 指定管理者は、協定及び管理者の指示した事項に留意し、施設の適正な管理及び運営を行わなければならない。

(指定管理者の報告)

第22条 指定管理者は、毎年度終了後、施設の管理業務に関する事業報告書を作成し、管理者に提出しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第23条 管理者は、施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理業務及びその経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第24条 管理者は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定によりその指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じて、管理者はその賠償の責めを負わない。

(原状回復義務)

第25条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第26条 指定管理者は、その管理する施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(個人情報の取扱い)

第27条 指定管理者は、施設の管理を通じて取得した個人に関する情報(以下「個人情報」という。)の適正な管理を行うため、必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者又は施設の管理業務に従事している者(以下この項において「従事者」という。)は、個人情報を漏えいし、又は不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(指定管理者が行う業務)

第28条 指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 火葬等に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) その他施設の管理上管理者が必要と認める業務

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第8条関係）

1 火葬室

種 別	単 位	使 用 料		備 考
		関 係 市 町	その他の市町村	
15歳以上の者	1体	50,000円	75,000円	
15歳未満の者	1体	40,000円	65,000円	死産児を含む。
その他のもの	1件 (10kg以内)	30,000円	55,000円	手術肢体を含む。

2 式場等

種 別		単 位	使 用 料	
			関係市町	その他の市町村
式 場		1回 (原則として4時間以内)	30,000円	60,000円
待 合 室	通夜として 使用の場合	1回 (原則として午後5時～翌日午前9時)	30,000円	60,000円
	そ の 他 の 場 合	1回1室につき (原則として2時間以内)	5,000円	10,000円
霊 安 室		1体 (原則として24時間以内)	5,000円	10,000円

備考：関係市町とは、死亡者については死亡時に本人が、死産児については母が、手術肢体については本人が、須崎市又は津野町の住民基本台帳に登録又は外国人登録票に登録されている場合をいう。

須崎斎場の設置及び管理に関する条例施行規則

平成22年7月2日

規則第1号

改正 令和元年8月1日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、須崎斎場の設置及び管理に関する条例（平成12年条例第2号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用許可申請書)

第2条 条例第5条第1項の規定により、斎場の利用許可を受けようとする者は（以下「申請者」という。）は管理者が別に定める斎場利用許可申請書（様式第1号、第2号又は第3号）を提出しなければならない。

2 管理者は、斎場の利用を許可したときは、申請者に対して別に定める斎場利用許可書（様式第4号、第5号又は第6号。以下「利用許可書」という。）を交付する。

(利用許可書の提示)

第3条 斎場の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、斎場を利用する際に、利用許可書を管理者に提示し、その指示を受けなければならない。

(使用料の減免申請)

第4条 条例第9条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、須崎斎場使用料減免申請書（様式第7号）を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

(収骨等)

第5条 利用者は、管理者が指定した日時に収骨し、遺骨を引き取らなければならない。

2 前項の日時に利用者が収骨しない場合において、斎場の管理上支障があると認められる時は、管理者において収骨することができる。

3 火葬炉の故障その他特別の理由により、指定日時に収骨できない場合においても、利用者は異議を申し出ることとはできないものとする。

(利用者等の遵守事項)

第6条 利用者及び斎場利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 建物、設備又は備品等を毀損する行為をしないこと。
- (2) 所定の場所以外に許可なく立ち入らないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 施設の清潔保持に努めること。
- (5) 他人に迷惑になる行為をしないこと。
- (6) その他管理者の指示に従うこと。

(毀損等の届け出)

第7条 利用者は、斎場の施設、設備、備品その他の物件を毀損し、汚損し、又は滅失したときは、直ちに管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(利用後の点検等)

第8条 利用者は、その利用が終了したときは、直ちに利用した施設、設備等を原状に復し管理者の点検を受けなければならない。

第9条 指定管理者に条例第12条の管理を行わせる場合、3条、5条、6条、7条、8条の規定の適用については、これらの規定中「管理者」とあるのは「指定管理者」とする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成22年7月2日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年8月1日から施行する。

様式第2号（第2条関係）

須崎斎場利用許可申請書（産汚物等）

申請者	住 所		
	氏 名	⑩	
区 分	1. 産汚物	2. 他	
数 量	件	個	
備 考	産汚物の数量1件（個）とは10kg以内とする。		

上記のとおり申請します。

令和 年 月 日

高幡広域市町村圏事務組合 管理者

様

様式第 3 号（第 2 条関係）

須崎斎場利用許可申請書（式場、待合室、霊安室）

許可第		号											
申 請 者	住 所												
	氏 名		印						死 亡 者 との続柄				
利 用 施 設 と 利 用 日 時		式 場 (通 夜)	〔斎 場〕	令和 令和	年 年	月 月	日 日	午前・後 午前・後	時 時	分 分	から まで		
		式 場 (告別式)	〔斎 場〕	令和 令和	年 年	月 月	日 日	午前・後 午前・後	時 時	分 分	から まで		
		式 場 (告別式)	〔告別室〕	令和 令和	年 年	月 月	日 日	午前 午前	時 時	分 分	から まで		
	(利用時間は、原則午前10時からの火葬のみとさせていただきます。)												
		待合室 (利用室数 室)		令和 令和	年 年	月 月	日 日	午前・後 午前・後	時 時	分 分	から まで		
		待合室 (利用室数 室)		令和 令和	年 年	月 月	日 日	午前・後 午前・後	時 時	分 分	から まで		
		霊安室		令和 令和	年 年	月 月	日 日	午前・後 午前・後	時 時	分 分	から まで		
				令和 令和	年 年	月 月	日 日	午前・後 午前・後	時 時	分 分	から まで		
備考		・火葬は、火葬許可証が必要です。 ・待合室の利用時間が異なる場合は、それぞれ分けて記載してください。											

上記のとおり申請します。

令和 年 月 日

高幡広域市町村圏事務組合 管理者

様

様式第4号（第2条第2項関係）

〔許可証番号〕 埋・火葬（ ）第 号・火葬場利用（ ）第 号

須崎斎場利用許可証（死体・死胎）

火 葬 日 時	令和 年 月 日	午前 午後	時	分
骨 上 日 時	令和 年 月 日	午前 午後	時	分

上記のとおり許可する。

令和 年 月 日

高幡広域市町村圏事務組合

管理者



様式第 5 号（第 2 条第 2 項関係）

須崎斎場利用許可書（産汚物等）

許可第	号	
申請者	住 所	
	氏 名	
区 分	1. 産汚物	2. 他
数 量	件	個
備 考	産汚物の数量 1 件（個）とは 1 0 kg 以内とする。	

上記のとおり許可する。

令和 年 月 日

高幡広域市町村圏事務組合 管理者

⑨

様式第6号（第2条関係）

須崎斎場利用許可書（式場、待合室、霊安室）

許可第 号											
申請者	住 所										
	氏 名							死 亡 者 との続柄			
利用施設と 利用日時		式 場 (通 夜)	〔斎 場〕	令和 令和	年 年	月 月	日 日	午前・後 午前・後	時 時	分 分	から まで
		式 場 (告別式)	〔斎 場〕	令和 令和	年 年	月 月	日 日	午前・後 午前・後	時 時	分 分	から まで
		式 場 (告別式)	〔告別室〕	令和 令和	年 年	月 月	日 日	午前 午前	時 時	分 分	から まで
	(利用時間は、原則午前10時からの火葬のみとさせていただきます。)										
		待合室 (利用室数 室)		令和 令和	年 年	月 月	日 日	午前・後 午前・後	時 時	分 分	から まで
		待合室 (利用室数 室)		令和 令和	年 年	月 月	日 日	午前・後 午前・後	時 時	分 分	から まで
		霊安室		令和 令和	年 年	月 月	日 日	午前・後 午前・後	時 時	分 分	から まで
				令和 令和	年 年	月 月	日 日	午前・後 午前・後	時 時	分 分	から まで
備考	・火葬は、火葬許可証が必要です。 ・待合室の利用時間が異なる場合は、それぞれ分けて記載してください。										

上記のとおり許可する。

令和 年 月 日

高幡広域市町村圏事務組合 管理者

㊞

須崎斎場使用料減免申請書

令和 年 月 日

高幡広域市町村圏事務組合 管理者

様

申請人 住 所

氏 名

㊞

死亡者との続柄

下記の理由により、斎場使用料の減免を申請します。

記

1. 死亡者 本 籍

住 所

氏 名

生年月日 大・昭・平・令 年 月 日生（性別）男・女

2. 利用許可済使用料の内訳

火葬室使用料 円

式場等使用料 円

待合室及び和室使用料 円

3. 減免を必要とする理由（具体的、簡潔に）

須崎斎場使用料減免承認書

令和 年 月 日

齋場利用申請者 様

高幡広域市町村圏事務組合 管理者

印

減免申請のありました、斎場使用料について、下記のとおり承認いたします。

記

利用許可済使用料及び減免額

火葬室使用料 円

式場等使用料 円

待合室及び和室使用料	円
------------	---

合 計 円

のうち全額 円又は一部 円を減免する。

死亡者（行旅死亡人）

本 籍

住所

氏 名

生年月日

性 別

須崎斎場に係る指定管理者選定委員会規程

平成 22 年 7 月 2 日

訓 令 第 1 号

改正 平成 25 年 6 月 3 日

改正 平成 30 年 4 月 4 日

改正 令和 5 年 3 月 20 日

(設置)

第 1 条 須崎斎場の設置及び管理に関する条例（平成 22 年高幡条例第 1 号。以下「条例」という。）に規定する公の施設（以下「施設」という。）に係る指定管理者の選定に関し、その適正を期するため、須崎斎場に係る指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審査し、その結果について管理者に報告する。

- (1) 条例第 13 条に規定する公募の是非の判定
- (2) 条例第 13 条に規定する募集に関する事項の決定
- (3) 条例第 14 条の規定により提出された書類の審査及び調査
- (4) 条例第 15 条に規定する基準の判定
- (5) 指定管理者の候補者の選定
- (6) その他必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる職にある者を委員として組織する。

- (1) 須崎市副市長、津野町副町長
 - (2) 須崎市企画情報課長、津野町まちづくり推進課長、須崎市環境未来課長、津野町町民課長
- 2 委員会に委員長、副委員長を置き、委員長は副市長の職にある者を、副委員長は副町長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会の会議は、必要に応じ、委員長が招集してこれを開くものとする。

(意見の聴取)

第 5 条 委員会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、事務局において行う。

(補則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員会において定める。

附 則

この訓令は、平成 22 年 7 月 2 日より施行する。

附 則

この訓令は、平成 25 年 6 月 3 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 30 年 4 月 4 日から施行する。

附 則

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

須崎斎場調整基金条例

平成16年3月10日
条 例 第 1 号

(設置)

第1条 須崎斎場の維持管理及び施設整備に要する財源を円滑に調整するため、須崎斎場調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金は、一般会計歳入歳出予算で定めるところにより積立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条の目的を達成する場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高幡広域ふるさと市町村圏計画審議会条例

平成3年8月1日

条 例 第 1 3 号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、高幡広域ふるさと市町村圏計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、管理者の諮問に応じ、高幡広域ふるさと市町村圏計画について、調査審議し、報告する。

(委員)

第3条 審議会の委員は、組織市町村の議会の総務委員会委員長又はこれに相当する常任委員会委員長をもって充てる。

2 委員の任期は、組織市町村の議会の総務委員会委員長又はこれに相当する常任委員会委員長の任期とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長の任期は、2年とする。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任規定)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高幡広域市町村圏事務組合議会定例会規則

平成3年8月1日

規則第1号

高幡広域市町村圏事務組合議会の定例会は、毎年3月及び7月に開くものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は、これを変更することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高幡広域市町村圏事務組合議会会議規則

平成3年8月1日

規則第2号

第1章 総 則

(参集)

第1条 議員は、招集の当日開会定刻前に議場に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

(欠席の届出)

第2条 議員は事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

(宿所又は連絡所の届出)

第3条 議員は別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。

これを変更したときもまた同様とする。

(議席)

第4条 議員の議席は議長が定める。

2 議長は、必要があると認めたときは、討論を用いないで会議にはかつて議席を変更することができる。

(会期)

第5条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

2 会期は、招集された日から換算する。

(会期の延長)

第6条 会期は、議会の議決で延長することができる。

(会期中の閉会)

第7条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

(議会の開閉)

第8条 議会の開閉は、議長が宣告する。

(会議時間)

第9条 会議時間は、午前10時から午後5時までとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

3 会議時間の変更の動議については、議長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

4 会議の開始は、号鈴その他の方法でこれを報ずる。

(会議の開閉)

第10条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前又散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第11条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は本

会議場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

第2章 議案及び動議

(議案の提出)

第12条 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第112条第2項の規定によるものについては、所定の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第13条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第14条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(修正の動議)

第15条 修正の動議は、その案をそなえ、法第115条の2の規定によるものについては、所定の発議者が連署し、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第16条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 議員が提出した事件及び動議で前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

第3章 選挙

(選挙の宣告)

第17条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第18条 選挙を行う際、本会議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第19条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させなければならない。

2 議長は、職員をして投票箱を改めさせなければならない。

(投票)

第20条 議員は、投票を備え付けの投票箱に投入する。

(投票の終了)

第21条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票もれの有無を確かめ投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第22条 議長は開票を宣告した後は、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が、議員の中から指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

第23条 議長は、選挙の結果を直ちに本会議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙関係書類の保存)

第24条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。

第4章 議 事

(議題の宣告)

第25条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

(議案等の朗読)

第26条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

(議案等の説明、質疑及び表決)

第27条 会議に付する事件は、請願書及び陳情書を除き会議において提出者の説明を聞き、質疑及び討論の後、表決を行う。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第28条 議会は、議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することができる。

第5章 発 言

(発言の許可)

第29条 発言は、すべての議長の許可を得て行わなければならない。

(発言の要求)

第30条 会議において発言しようとする者は、挙手して「議長」と呼び、議長の許可を得なければならない。

(討論の方法)

第31条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。

(議長の発言討論)

第32条 議長は、議員として発言しようとするときは、議席につき発言し発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第33条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲をこえてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。

(議事進行に関する発言)

第34条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるも

のでなければならない。

- 2 議事進行の発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。
(質疑又は討論の終結)

第35条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

(選挙及び表決時の発言制限)

第36条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りではない。

(発言の取消又は訂正)

第37条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の趣旨を変更することはできない。

第6章 表 決

(表決問題の宣告)

第38条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。

(不在議員)

第39条 表決の際、本会議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第40条 表決には、条件を付けることができない。

(起立又は挙手による表決)

第41条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立又は挙手させ、起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

- 2 議長が起立者又は挙手者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員の2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第42条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員の2人以上から要求があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとる。

- 2 同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長はいずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名投票)

第43条 記名投票を行う場合には、問題を可とするものは所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(無記名投票)

第44条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

- 2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

(選挙規定の準用)

第45条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第19条（投票用紙の配布及び投箱の点検）、第20条（投票）、第21条（投票の終了）、第22条（開票及び投票の効力）、第23条（選挙結果の報告）第1項及び第24条（選挙関係書類の保存）規定を準用する。

(表決の訂正)

第46条 議員は、自己の表決の訂正を求めることはできない。

(簡易表決)

第47条 議長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して異議があるときは、議長は、起立又は挙手の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第48条 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは議長が表決の順序を決める。その順序は、原案の最も遠いものから先に表決を取る。表決の順序について異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議にはかって決める。

2 修正案がすべて可否されたときは、原案について表決をとる。

第7章 請 願

(請願書の記載事項等)

第49条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人の場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載し、押印しなければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書に書名又は記名押印しなければならない。

3 請願書の提出は、平穏になさなければならない。

(請願文書表の作成及び配布)

第50条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。

(紹介議員の説明)

第51条 議員は、請願書の審議のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求め、質疑及び討論の後、採択又は不採択の決定を行う。

(請願書の議決後の取扱い)

第52条 議長は、議会の採択した請願で、管理者その他関係機関に送付しなければならないものは、これを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、これを請求しなければならない。

(陳情書の処理)

第53条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願の例により処理するものとする。

第8章 秘 密 会

(指定者以外の退場)

第54条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を本会議場の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第55条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第9章 辞 職

(議長及び副議長の辞職)

第56条 議長が辞職しようとするときは、副議長に、副議長が辞職しようとするときは、議長に、辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議にはかつてその許否を可決する。

3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

第10章 規 律

(品位の尊重)

第57条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(資料等印刷物の配布許可)

第58条 本会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(議長の秩序保持権)

第59条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議にはかつて定める。

第11章 会 議 録

(会議録の記載事項)

第60条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日
- (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- (3) 出席及び欠席議員の指名
- (4) 職務のため本会議場に出席した職員の職氏名
- (5) 説明のため出席した者の職氏名
- (6) 議事日程
- (7) 議長の諸報告
- (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- (9) 会議に付した事件
- (10) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- (11) 選挙の経過
- (12) 議事の経過
- (13) 記名投票における賛否の氏名
- (14) その他議長又は議会において必要と認めた事項

(会議録に掲載しない事項)

第61条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消を命じた発言及び第37条（発言の取消又は訂正）の規定により取り消した発言は、掲載しない。

(会議録署名議員)

第62条 会議録に署名する議員は、2人とし、議長が会議において指名する。

(会議録の保存年限)

第63条 会議録の保存年限は、永年とする。

第12章 補 則

(会議規則の疑義に対する措置)

第64条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議にはかって決定する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高幡広域市町村圏事務組合副市町長会設置規則

平成19年3月9日

規則第3号

(名称)

第1条 この会は、高幡広域市町村圏事務組合副市町長会（以下「副市町長会」という。）という。

(目的)

第2条 副市町長会は、高幡広域市町村圏事務組合管理者（以下「事務組合管理者」という。）より諮問された運営上の諸事項について協議決定し、事務組合管理者に答申し円滑な事務組合運営を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 副市町長会の委員は、高幡広域市町村圏事務組合（以下「事務組合」という。）を構成する5市町（以下「関係市町」という。）の副市町長（副市町長が出席できないときは、当該市町長の指定する者）をもって構成する。

(事務所)

第4条 副市町長会の事務所は、事務組合に置く。

(業務)

第5条 副市町長会は、第2条の目的を達成するため、次の業務を行う。

(1) 高幡広域ふるさと市町村圏計画の策定及び同計画に基づく事業の実施、進行管理、連絡調整並びに広域活動計画に基づく事業の実施に関すること。

(2) その他、事務組合の運営に必要な事項。

(会長、副会長)

第6条 副市町長会に会長、副会長、それぞれ1人を置く。

2 会長、副会長は「委員」のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は事故あるときは、その職務を代理する。

5 会長、副会長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第7条 会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 会議は、委員の半数が出席しなければ開催することができない。

3 議事は、委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 副市町長会の庶務は、事務組合事務局において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか必要事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(高幡広域市町村圏事務組合助役会設置規則の廃止)

- 2 高幡広域市町村圏事務組合助役会設置規則（平成3年規則第3号）は、廃止する。

高幡広域市町村圏事務組合議会公印規程

平成3年8月1日

規程第1号

改正 平成19年 3月9日 訓令第1号

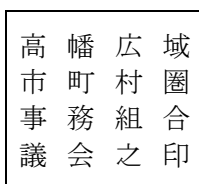
(趣旨)

第1条 高幡広域市町村圏事務組合議会の公印（以下「公印」という。）については、この規程の定めるところによる。

(公印)

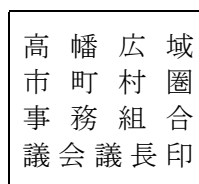
第2条 公印は、次のとおりとする。

1 1



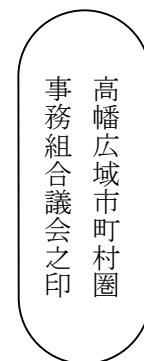
方21mm
てん書
木印
議会印

2



方21mm
てん書
木印
議会議長印

3



長径33mm

短径14mm

てん書
木印
契印

(保管)

第3条 公印は、事務局長が保管する。

2 公印は、事務局長の承認を受けた場合のほか、保管場所以外に持ち出してはならない。

(公印の改刻等)

第4条 事務局長は、公印を作成、改刻又は廃棄しようとするときは、議長の承認を受けなければならない。

2 公印を紛失又はき損したときは、ただちに議長にその旨を届け出なければならない。

(公印の告示)

第5条 議長は、公印を作成、改刻又は廃棄したときは、すみやかにその期日、種類、その他必要事項を告示しなければならない。

(公印台帳)

第6条 庶務係は、公印台帳（様式第1号）を備え、これを整備しなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

		印	公	様式第1号(第6条関係)
		・	印	
		影	名	
備考		使用	使用	
		廃止	開始	
		年月日	年月日	
		年月日	年月日	

高幡広域市町村圏事務組合処務規程

平成3年8月1日

規 程 第 2 号

改正 平成 7年11月22日 訓令第1号

改正 平成15年 4月 1日 訓令第1号

改正 平成16年 4月 1日 訓令第1号

改正 平成19年 3月 9日 訓令第2号

改正 平成26年11月13日 訓令第1号

改正 平成27年 7月 7日 訓令第1号

改正 令和 3年 5月31日 訓令第1号

(目的)

第1条 この規程は、高幡広域市町村圏事務組合事務局設置条例（平成3年条例第5号）第3条及び高幡広域市町村圏事務組合租税債権管理機構設置条例（平成16年条例第2号）第6条の規定により、組合の事務を円滑に処理するため、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局及び租税債権管理機構（以下「管理機構」という。）における事務分掌は、次の区分による。

共通事項

庶務関係

- (1) 文書に関すること。
- (2) 公印の管守に関すること。
- (3) 法制に関すること。
- (4) 組合議会に関すること。
- (5) 公務災害に関すること。
- (6) 財政に関すること。
- (7) 人事、給与及び厚生に関すること。
- (8) 出張及び時間外勤務に関すること。
- (9) その他事務局及び管理機構の庶務に関すること。

管理関係

- (1) 関係市町との協議及び連絡調整に関すること。
- (2) 契約及び財産の取得又は処分に関すること。
- (3) 公有財産の総括管理に関すること。
- (4) 財産台帳に関すること。
- (5) 備品台帳に関すること。

事務局

庶務関係

- (1) 公告式に関すること。

管理関係

- (1) 広域市町村圏の基本計画並びに事業計画の企画、調整及び実施に関すること。
- (2) 許可、認可に関すること。

管理機構

- (1) 滞納整理事務に関すること。
- 2 特別の必要があるときは、管理者は、前項の規定にかかわらず、特別事務を分掌又は処理させることができる。

(職制及び事務)

- 第3条 事務局に事務局長（以下「局長」という。）を管理機構に管理局長を置き、局長及び管理局長は、管理者の命を受け局務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 2 管理局長の下に徴収管理監を置く。
 - 3 徴収管理監は管理局長を補佐し、管理機構の職員を指揮監督する。
 - 4 職員は、上司の命を受け事務を分担処理する。

(決裁)

- 第4条 事務の処理は、担当の職員から第2条の所掌事務により、局長又は管理局長を経て副管理者、管理者の決裁を得なければならない。ただし、第6条の専決区分により処理することはできる。

(代決)

- 第5条 管理者不在のときは副管理者が代決する。
- 2 管理者、副管理者ともに不在のときは、局長又は管理局長がそれぞれの事務を代決することができる。
 - 3 局長、管理局長ともに不在のときは、事務局又は管理機構の上席者がそれぞれの事務を代決することができる。
 - 4 代決した事項については、すみやかに追認を得なければならない。

(専決事項)

- 第6条 管理者、副管理者、局長及び管理局長は、別表第1の事項については、専決することができる。

(公印)

- 第7条 組合の公印は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、その保管者はそれぞれ当該右欄に掲げるものとする。

公 印 の 種 類	保 管 者
高 幡 広 域 市 町 村 圏 事 務 組 合 之 印	事 務 局 長
高幡広域市町村圏事務組合 管 理 者 印	事 務 局 長
高幡広域市町村圏事務組合管理者職務代理者印	事 務 局 長
高幡広域市町村圏事務組合 事 務 局 長 印	事 務 局 長
高幡広域市町村圏事務組合 契 印	事 務 局 長
高幡広域市町村圏事務組合 会 計 管 理 者 印	組 合 会 計 管 理 者

高幡広域市町村圏事務組合 管 理 者 印 租税債権管理機構用	管 理 局 長
高幡広域市町村圏事務組合 租税債権管理機構用 管理局長印	管 理 局 長

2 公印のひな形及び寸法は別表第2のとおりとする。

(関係規定の準用)

第8条 処務及び専決、公用文、帳票、公印等の取扱いについては、別に定めがあるもののほか、須崎市の関係規定を準用する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、組合の処務について必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年11月22日規程第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年4月1日規程第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月9日訓令第2号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年11月13日訓令第1号）

この訓令は、平成26年12月1日から施行する。

附 則（平成27年7月7日訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年5月31日訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第1（第6条関係）

1. 管理者専決事項

- （1）法第96条第1項第12号に規定するもののうち、訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁に関するものであって、その目的の価格が100万円以下のもの。
- （2）法第96条第1項第13号に規定するもののうち、高幡広域市町村圏事務組合の義務に属する損害賠償の額を決定するものであって、1件の金額が100万円以下のもの。

2. 副管理者専決事項

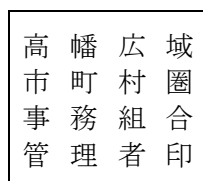
- （1）事務局長の旅行命令に関すること。
- （2）会計年度任用職員の任用に関すること。
- （3）1件50万円以下（交際費を除く。）の支出に関すること。
- （4）予備費充当に関すること。

3. 局長及び管理局长専決事項

- （1）職員の事務分掌に関すること。
- （2）公印の管守に関すること。
- （3）職員の服務願届に関すること。
- （4）職員の旅行命令に関すること。
- （5）職員の時間外勤務命令に関すること。
- （6）人件費の支出に関すること。
- （7）1件10万円以下（交際費を除く。）の支出負担行為及び支出命令に関すること。
- （8）1件5千円以下の食糧費の支出負担行為及び支出命令に関すること。
- （9）収入金の調定及び収入命令に関すること。ただし、局長においては100万円以下のものに限る。
- （10）予算の流用に関すること。
- （11）組合議会の議決事項の報告に関すること。
- （12）軽易な照会、回答、証明、報告、申請、許可、認可等に関すること。
- （13）その他軽易なものと認められる事項

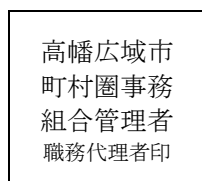
別表第 2（第 7 条関係）

1



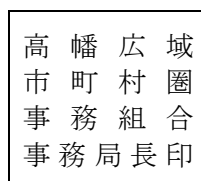
方 24 mm
て ん 書
木 印
管 理 者 印

2



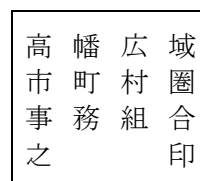
方 21 mm
て ん 書
木 印
管 理 者 職 務
代 理 者 印

3



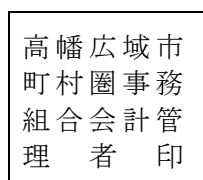
方 21 mm
て ん 書
木 印
事 務 局 長 印

4



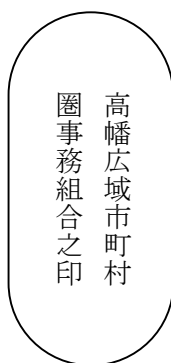
方 21 mm
て ん 書
木 印
事 務 組 合 印

5



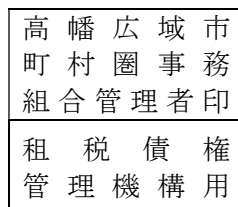
方 21 mm
て ん 書
木 印
会 計 管 理 者 印

6



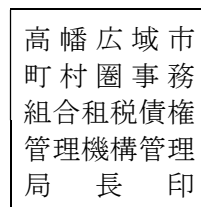
長径 33mm
短径 14mm
て ん 書
木 印
契 印

7



方 21 mm
て ん 書
木 印
管 理 者 印
租 税 債 権
管 理 機 構 用

8



方 21 mm
て ん 書
木 印
管 理 局 長 印

高幡広域市町村圏事務組合と高知県との間
の公平委員会の事務の委託に関する規約

平成17年2月1日
高知県告示第46号の4

(公平委員会の事務の委託)

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、高幡広域市町村圏事務組合（以下「甲」という。）は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務の処理を高知県（以下「乙」という。）に委託する。

(委託事務の処理の方法)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の処理については、乙の当該事務の処理に関する条例、規則、規程、人事委員会規則及び人事委員会の定め（以下「条例等」という。）によるものとする。

(委託事務に要する経費の支弁の方法)

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担とし、甲は、これを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、高知県知事と高幡広域市町村圏事務組合管理者が協議して定める。

(その他委託事務に関し必要な事項)

第4条 委託事務に適用される乙の条例等が制定又は改廃された場合においては、乙は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、高知県知事がこの規約による事務の委託を受けた旨の告示をした日から施行する。

(規約の告示)

2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。

高幡広域市町村圏事務組合退職手当審査会設置条例

平成22年3月12日

条 例 第 1 号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、退職手当の支給制限等の処分に係る事項を調査審議させるため、高幡広域市町村圏事務組合退職手当審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(諮問)

第2条 高幡広域市町村圏事務組合管理者は、高知縣市町村総合事務組合退職手当条例（平成17年条例第21号。以下「退職手当条例」という。）第14条第1項第3号若しくは第2項、第15条第1項、第16条第1項又は第17条第1項から第5項までの規定による処分（以下「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、審査会に諮問しなければならない。

(組織)

第3条 審査会は、委員3人で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから、審査案件を付議するごとにその都度、管理者が委嘱する。
- 3 委員の任期は、審査を求められた案件に係る審査が終了したときまでとする。

(服務)

第4条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第5条 審査会に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名した委員が、その職務を代理する。

(任務)

第6条 審査会は、管理者諮問の第2条の事案につき、退職手当の支給制限等の処分に係る事項について調査審議し、管理者に答申する。

(会議)

第7条 審査会の会議（以下この条において「会議」という。）は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところに

よる。

(意見の聴取等)

第8条 審査会は、退職手当条例第14条第2項、第16条第1項又は第17条第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者から申し立てがあった場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

2 審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は管理者にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

3 審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第10条 この条例の実施に関し必要な事項については、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

高幡広域市町村圏事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

平成25年7月16日

条 例 第 2 号

改正 平成28年 9月12日 条例第3号

平成30年 3月19日 条例第1号

平成31年 3月 1日 条例第1号

令和 5年12月22日 条例第5号

令和 7年 2月28日 条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第7条第1項及び第2項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第2条 管理者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(任期の更新)

第3条 管理者は、前条の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

(給与に関する特例)

第4条 第2条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、特定任期付職員給料表（別表第1）を適用する。

- 2 管理者は、特定任期付職員の号給を、その者が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。
- 3 管理者は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、その給料月額を同表に掲げる7号給の給料月額にその額と同表に掲げる6号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額とすることができる。
- 4 管理者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。
- 5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(給与条例の適用除外等)

第5条 高幡広域市町村圏事務組合職員の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例（平成13年条例第1号。）第1条で準用する須崎市一般職の給与に関する条例（昭和29年須崎市条例第16号。以下「須崎市一般職の給与条例」という。）第3条、第4条、第6条の2から第8条の2まで、第12条から第13条の2まで及び第17条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

- 2 特定任期付職員に対する須崎市一般職の給与条例第16条第2項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の155」とする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年9月12日条例第3号)

この条例は、平成28年11月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月19日条例第1号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月1日条例第1号)

この条例は平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年12月22日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則 (令和7年2月28日条例第1号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 この条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改定後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

別表第1 (第4条関係)

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	260,000
2	279,700
3	294,900
4	320,600
5	392,000
6	440,000
7	492,000

平成25年7月18日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、高幡広域市町村圏事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成25年条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期を定めた採用の公正の確保)

第2条 管理者は、条例第2条の規定に基づき、職員を選考により任期を定めて採用する場合には、性別その他選考される者の属性を基準とすることなく、及び情実人事を求める圧力又は働きかけその他の不当な影響を受けることなく、選考される者について従事させようとする業務に必要とされる専門的な知識経験又は優れた識見の有無をその者の資格、経歴、実務の経験等に基づき経歴評定その他客観的な判定方法により公正に検証しなければならない。

(辞令書の交付)

第3条 管理者は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令書を交付しなければならない。

- (1) 任期付職員(任期を定めて採用された職員をいう。以下同じ。)として採用した場合
- (2) 任期付職員の任期を更新した場合
- (3) 任期付職員が任期の満了により退職した場合

(特定任期付職員の号給の決定)

第4条 特定任期付職員(条例第4条第1項に規定する特定任期付職員をいう。次条及び第6条において同じ。)に適用する同項の給料表の号給は、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要の度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は、次に定めるとおりとする。

- (1) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 1号給
- (2) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 2号給
- (3) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 3号給
- (4) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 4号給
- (5) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 5号給
- (6) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 6号給
- (7) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合 7号給

(特定任期付職員業績手当)

第5条 条例第4条第4項の特に顕著な業績を挙げたかどうかは、同条第2項又は第3項の規定により特定任期付職員の給料月額が決定された際に期待された業績に照らして判断するものとする。

第6条 特定任期付職員業績手当は、12月1日(以下「基準日」という。)に在職する特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日から当該基準日までの間(特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間)にその者の特定任期付職員としての業務に関し特に顕著な業績を挙げたと認められるものに対し、当該基準日の属する月の高幡広域市町村圏事務組合職員の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例

(平成13年条例第1号)第1条で準用する須崎市一般職員の給与に関する条例(昭和29年須崎市条例第16号)第16条に規定する期末手当の支給日に支給することができるものとする。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、任期付職員の採用等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成25年7月18日から施行する。

高幡広域市町村圏事務組合会計管理者事務委任等に関する規則

平成 26 年 11 月 13 日

規則第 2 号

改正 令和 3 年 5 月 3 1 日規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 0 条第 3 項及び第 1 7 1 条第 4 項の規定により、会計管理者の代理及び会計管理者の権限に属する事務の一部を出納員に委任することについて、必要な事項を定めるものとする。

(代理)

第 2 条 会計管理者に事故がある場合においては、事務局長の職にある出納員がその事務を代理する。

(代決)

第 3 条 会計管理者が不在のときは、事務局長の職にある出納員が代決することができる。

2 前項の場合においても、あらかじめその処理について特に指示を受けたもの又は緊急やむを得ないもののほか、重要な事項及び異例若しくは疑義のある事項は代決してはならない。

3 代決した事項については、施行後、速やかに後閲を受けなければならない。

(委任事務)

第 4 条 会計管理者をして出納員に委任させる事務は、次表のとおりとする。

委任する事務	委任を受ける出納員
人件費の支出負担行為及び支出命令の確認に関する事	事務局長の職にある出納員及び管理局長の職にある出納員
1 件 1 0 万円以下（交際費を除く。）及び 1 件 5 千円以下の食糧費の支出負担行為及び支出命令の確認に関する事	
その他輕易で定例的な事務の処理に関する事	
1 件 1 0 0 万円以下の収入調定通知の受理に関する事	事務局長の職にある出納員
1 件 1 0 0 万円以下の歳入歳出外現金の受入れ又は払出しの通知の受理に関する事	
高幡広域市町村圏事務組合租税債権管理機構設置条例（平成 1 6 年条例第 2 号）第 3 条に定める市町村税等の受領に関する事	管理局長の職にある出納員
収入調定通知の受理に関する事	
歳入歳出外現金の受入れ又は払出しの通知の受理に関する事	

附 則

この規則は、平成 2 6 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 5 月 3 1 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

高幡広域市町村圏事務組合補助金等交付規則

平成 26 年 12 月 18 日

規則第 3 号

改正 令和元年 8 月 1 日規則第 2 号

(目的)

第 1 条 この規則は、別に定めるもののほか、高幡広域市町村圏事務組合が交付する補助金及び負担金(以下「補助金等」という。)に係る予算の執行の適正化を図るため、補助金等の申請手続、補助金等の交付決定、補助金等の交付の対象となる事務、事業の実地調査及び補助金等の交付の方法等について必要な規定を設けるとともに、不当不正な補助金等の使用があった場合における補助金等の返還、加算金等の納付について所要の規定を設けることを目的とする。

(補助金等の交付の申請)

第 2 条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書(別記様式第 1 号)に事業計画書(別記様式第 2 号)及び収支予算書(別記様式第 3 号)等の参考資料を添付して高幡広域市町村圏事務組合管理者(以下「管理者」という。)に提出しなければならない。

(補助金等の交付の決定)

第 3 条 管理者は、補助金等の交付の申請があったときは、予算の範囲内において、法令又は条例、規則(以下「法令等」という。)その他予算の目的に違反しないかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか、及び事業内容等が適正かどうかを調査し、適正と認めるときは、補助金等の交付の決定(以下「交付決定」という。)をするものとし、必要に応じ申請書の内容を変更して決定することができる。

(交付の条件)

第 4 条 管理者は、交付決定をする場合においては、補助金等の目的に照らし、必要な条件を付することができる。

(交付決定の通知)

第 5 条 管理者は、交付決定をしようとする場合においては、特定の経費については、所定の基準により、現地につき実地調査をし、その結果申請が正当なものであることを確認した上で補助金等の交付を申請した者に補助金等交付決定通知書(別記様式第 5 号)により通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第 6 条 管理者は、交付決定後の事情変更等により特に必要があるときは、将来に向かって交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助事業等執行者の義務)

第 7 条 交付決定を受けた者(以下「補助事業等執行者」という。)は、法令等及び補助条件その他管理者の指示するところに従い、補助事業等を執行しなければならない。

(補助事業等の変更)

第 8 条 交付決定があった後において、補助事業等執行者が補助事業等の内容を変更する必要があるときは、事業変更承認申請書(別記様式第 4 号)を提出して、管理者の承認を得なければならない。

2 管理者は、前項の変更申請を承認するときは、補助事業等執行者に事業変更承認通知書(別記様式第 6 号)により通知するものとする。

(中間報告及び調査)

第9条 管理者は、補助事業等の執行状況につき所要の報告を求め、必要に応じ中間検査を実施し、補助事業等の執行が適正でないときは、計画の変更その他必要な指示をし、補助事業等の執行の一時停止を命ずることがある。

(完了報告)

第10条 補助事業等執行者は、補助事業等が完了したときは、事業完了報告書(別記様式第7号)に、実績報告書(別記様式第2号)及び収支精算書(別記様式第3号)を添えて、管理者に提出しなければならない。

(完了認定)

第11条 管理者は、補助事業等の完了報告があったときは、所定の基準により現地につき調査し、補助事業等完了認定調書(別記様式第8号)を作成し、完了の認定をしたときは、補助事業等執行者に完了認定通知書(別記様式第9号)により通知するものとする。

2 管理者は、前項の完了の認定ができないと認めたときは、当該補助事業等につき修正その他の補助事業等を完了させるため必要な指示をするものとする。

(補助金等の交付)

第12条 管理者は、補助事業等の完了の認定をした場合においては、補助事業等執行者の請求書(別記様式第10号)によって補助金等の交付をする。ただし、管理者において補助金等の交付の目的を達成するため特に必要と認めた場合は、前金払をすることができる。

(補助事業等が不正に執行された場合等の措置)

第13条 管理者は、補助事業等執行者が補助事業等を執行せず、若しくは補助金等を他の目的に使用し、又は法令等の規定、補助金等交付の条件若しくは法令等に基づく管理者の指示に違反したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 管理者は、前項の取消しをした場合において、補助事業等執行者が既に補助金等の全部又は一部を受領済であるときは、期限を定めてその返還をさせるものとする。

(加算金及び延滞金の納付)

第14条 補助事業等執行者が、前条により交付決定を取り消され、その返還を命ぜられたときは、返還すべき補助金等の金額につき、その補助金等を受領した日から納付の日までの日数に応じ、年10.95パーセントの加算金を同時に納付しなければならない。

(加算金及び延滞金の免除)

第15条 管理者は、補助事業等執行者に避け難い事情があったと認めるときは、加算金及び延滞金の全部又は一部の免除をすることができる。

(補助金等の返還金等の充当)

第16条 管理者は、第12条第2項の規定により補助金等の返還をさせた場合において、当該補助事業等執行者に対し、交付すべき他の補助金等があるときは、当該返還に代え当該補助金等の額を相殺又は減額することができる。

(補助事業等執行者に対する質問等)

第17条 管理者は、その所掌に係る補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業等執行者に対し報告を徴し、若しくは指示をし、又は帳簿その他の物件を検査することができる。

(暴力団等の排除)

第18条 管理者は、補助金等の交付を受けようとする者が暴力団等(須崎市暴力団排除条例(平成23年須崎市条例第1号)第2条第2号の規定を準用する暴力団等をいう。以下同じ。)に該当すると認めたときは、当該暴力団等に交付決定を行わないものとする。

2 管理者は、補助金等の交付の決定を受けた者が暴力団等に該当すると認めたときは、当該暴力団等に係る補助金等の交付の決定を取り消し、又は既に交付されている補助金等の返還を命ずることができる。

(適用除外)

第19条 補助金等のうち、法令等に規定せられたもの又は成規によるもの並びに管理者が特に認めたものには、この規則を適用しないことができる。

附 則

この規則は、平成26年12月25日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年8月1日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

令和 年 月 日

高幡広域市町村圏事務組合
管理者 様

事業主体
代表者名 ⑩

補助金等交付申請書

令和 年度において別紙のとおり
事務組合補助金等交付規則第2条により金

事業を実施したいので高幡広域市町村圏事
円の交付を申請します。

1. 添付書類

- （1）事業計画書（様式第2号）
- （2）収支予算書（様式第3号）

別記様式第2号（第2条、第10条関係）

事業計画（実績報告）書

1. 事業名						
2. 目的						
3. 事業計画（実績）						
	事業概要	総事業費	事業費 負担内訳	事業施 行方法	事業実 施期間	備 考

別記様式第3号（第2条、第10条関係）

收支予算（精算）書

【收入部】

項目	予算額（精算額）	説明
計		

【支出の部】

項目	予算額（精算額）	説明
計		

上記は、原本と相違ありません。

令和 年 月 日

事業主体

代表者名

印

令和 年 月 日

高幡広域市町村圏事務組合
管理者 様

事業主体
代表者名 印

事業変更承認申請書

令和 年 月 日付で申請しました 事業について下記のとおり事業内容を変更したいので高幡広域市町村圏事務組合補助金等交付規則第8条によりその承認を申請します。

記

1. 変更の理由				
2. 変更の内容	変更前		変更後	
	総事業費	補助金等 交付決定額	総事業費	変更後 補助金等申請額
3. 備考				

別記様式第 5 号（第 5 条関係）

高幡広発第 号
令和 年 月 日

事業主体
代表者名 様

高幡広域市町村圏事務組合
管理者

補助金等交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった令和 年度 事業については、
金 円を交付します。

条件：須崎市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成 24 年須崎市規則第 17 号）第 2 条第 2 項第 5 号の規定を準用する排除措置対象者と認めた場合は、当該交付決定の全部又は一部を取り消す。

高 幡 広 発 第 号
令和 年 月 日

高幡広域市町村圏事務組合
管理者

令和 年 月 日付で変更承認申請については承認し、金 円を
交付します。

- 84 -

別記様式第7号（第10条関係）

令和 年 月 日

高幡広域市町村圏事務組合
管理者 様

事業主体
代表者名 ⑩

事業完了報告書

令和 年 月 日付高幡広発 号で交付決定された令和 年度
事業について令和 年 月 日完了したので報告します。

記

1. 交付決定額 円

2. 添付書類

- （1）実績報告書（様式第2号）
- （2）収支精算書（様式第3号）

別記様式第 8 号（第 1 1 条関係）

補助事業等完了認定調書

決裁	管理者	副管理者	局長	担当

番 号	高幡広発第 号 （変更：高幡広発第 号）		
補 助 事 業 名			
補 助 事 業 等 執 行 者	住 所		
	氏 名		
総 事 業 費	円		
補助金等交付決定額	円		
事 業 実 施 期 間	令和 年 月 日～令和 年 月 日		
完了報告受理年月日	令和 年 月 日		
完了調査認定年月日	令和 年 月 日		

上記のとおり調査認定しました。

令和 年 月 日

高幡広域市町村圏事務組合
管理者 様

職氏名

印

別記様式第9号（第11条関係）

完了認定通知書

様

令和 年 月 日付で完了報告があった事業については、完了を認定します。

令和 年 月 日
高幡広域市町村圏事務組合
管理者

請 求 書

金 _____ 円也

上記令和 _____ 年度 _____ 事業補助金（高幡広発第 _____ 号）を交付されるよう請求します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

高幡広域市町村圏事務組合
管理者 _____ 様

事業主体
代表者名 _____ ⑩

高幡広域市町村圏事務組合行政不服審査会条例

平成 2 8 年 3 月 8 日

条 例 第 1 号

(設置)

第 1 条 行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号。以下「法」という。）第 8 1 条第 1 項の規定に基づき、法の規定によりその権限に属された事項を処理するため、高幡広域市町村圏事務組合行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 審査会は、委員 5 人以内をもって組織する。

(委員の委嘱)

第 3 条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有するもののうちから、管理者が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(委員の解嘱)

第 5 条 管理者は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その委員を解嘱することができる。

(1) 任期が満了したとき。

(2) 自己の都合により、辞任を申し出たとき。

(3) 心身の故障のために職務の執行ができないと認めるとき。

(4) 職務上の義務違反があったとき。

(5) その他、委員としての適格性を欠く非行があると認めるとき。

(委員の職務上の義務)

第 6 条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(委員の報酬及び費用弁償)

第 7 条 委員の報酬及び費用弁償の額は、須崎市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例（昭和 4 7 年須崎市条例第 1 5 号）に定めるところによる。

(会長)

第 8 条 審査会に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第 9 条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、管理者が委嘱する。
- 3 専門委員は、その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。
- 4 専門委員は、地方公務員法第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職とする。
- 5 第6条第1項及び第7条の規定は、専門委員について準用する。

(会議)

第10条 審査会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第11条 審査会の庶務は、高幡広域市町村圏事務組合事務局において処理する。

(雑則)

第12条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

高幡広域市町村圏事務組合行政不服審査会条例を廃止する条例

令和2年3月2日
条 例 第 2 号

高幡広域市町村圏事務組合行政不服審査会条例(平成28年条例第1号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年8月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の高幡広域市町村圏事務組合行政不服審査会条例の規定により設置された高幡広域市町村圏事務組合行政不服審査会に諮問されている事件について、当該事件に関する調査審議が行われている間は、同条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

高幡広域市町村圏事務組合個人情報保護法施行条例

令和 5 年 3 月 6 日

条 例 第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、管理者をいう。

(手数料等)

第 3 条 法第 89 条第 2 項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの交付を受ける者は、当該地方公共団体等行政文書の写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。ただし、実施機関は、経済的困難その他の特別の理由があると認めたときは、当該費用の負担を減額し、又は免除することができる。

3 地方公共団体等行政文書の閲覧に要する費用は、無料とする。

(審査会への諮問)

第 4 条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、高幡広域市町村圏事務組合個人情報保護審査会条例（令和 5 年高幡広域市町村圏事務組合条例第 3 号）第 1 条に規定する高幡広域市町村圏事務組合個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第 66 条第 1 項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

高幡広域市町村圏事務組合個人情報保護法施行条例施行規則

令和 5 年 3 月 6 日
規 則 第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号。以下「令」という。）及び高幡広域市町村圏事務組合個人情報保護法施行条例（令和 5 年高幡広域市町村圏事務組合条例第 2 号。以下「条例」という。）を施行するために必要な事項を定めるものとする。

(費用の納付時期)

第 2 条 条例第 3 条に規定する費用は、前納しなければならない。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(写しの送付に要する費用の納付の方法)

第 3 条 令第 28 条第 4 項の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 郵便切手又は管理者が定めるこれに類する証票で納付する方法

(2) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 6 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により法第 87 条第 3 項の規定による申出をした場合において、当該申出により得られた納付情報により納付する方法

(3) 現金により納付する方法

(実施細則)

第 4 条 この規則に規定するものを除くほか必要な事項は、別に定めがあるものを除き、須崎市の個人情報について定める条例等の規定による。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

高幡広域市町村圏事務組合個人情報保護審査会条例

令和 5 年 3 月 6 日
条 例 第 3 号

(設置)

第 1 条 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）に基づく個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用を図るため、高幡広域市町村圏事務組合個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(定義)

第 2 条 この条例において「実施機関」とは、高幡広域市町村圏事務組合個人情報保護法施行条例（令和 5 年高幡広域市町村圏事務組合条例第 2 号。以下「個人情報保護法施行条例」という。）第 2 条第 2 項に規定する実施機関をいう。

(所掌事務)

第 3 条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 個人情報保護法第 105 条第 3 項の規定により読み替えて準用する同条第 1 項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (2) 個人情報保護法施行条例第 4 条の規定による諮問に応じ調査審議すること。
- (3) 個人情報保護制度の運用に関する事項について調査審議すること。

2 審査会は、前項に掲げるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項について、調査審議する。

(委員)

第 4 条 委員は、識見を有する者のうちから、管理者が委嘱する。

2 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審査会の調査権限)

第 5 条 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者へ会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の非公開)

第 6 条 個人情報保護法第 105 条第 3 項の規定により読み替えて準用する同条第 1 項の諮問に関する会議は、公開しない。

(秘密保持)

第 7 条 委員又は委員であった者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(意見の陳述)

第 8 条 審査会は、審査請求人又は参加人（行政不服審査法（平成 22 年法律第 68 号）第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下同じ。）の申立てがあった場合には、

当該申立てをした者（以下この条において「申立人」という。）に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

2 前項本文の規定による意見の陳述（以下この条において「口頭意見陳述」という。）は、審査会が期日及び場所を指定し、審査請求人、参加人及び諮問をした実施機関（以下「審査請求人等」という。）並びに処分庁等（行政不服審査法第4条第1号に規定する処分庁等をいう。第5項において同じ。）を招集してさせるものとする。

3 口頭意見陳述において、申立人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 口頭意見陳述において、審査会は、申立人のする陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

5 口頭意見陳述に際し、申立人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

高幡広域市町村圏事務組合個人情報保護審査会規則

令和 5 年 3 月 6 日
規 則 第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高幡広域市町村圏事務組合個人情報保護審査会条例（令和 5 年高幡広域市町村圏事務組合条例第 3 号）第 9 条の規定に基づき、高幡広域市町村圏事務組合個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審査会は、管理者が委嘱する委員 10 人以内で組織する。

(会長及び副会長)

第 3 条 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前項の場合において、会長は委員として議事に加わる権利を有しない。

(庶務)

第 5 条 審査会の庶務は、事務局において処理する。

(補則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

高幡広域市町村圏事務組合議会の個人情報保護に関する条例

令和5年3月6日

条例第4号

目次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 個人情報等の取扱い（第4条―第16条）
- 第3章 個人情報ファイル（第17条）
- 第4章 開示、訂正及び利用停止等
 - 第1節 開示（第18条―第30条）
 - 第2節 訂正（第31条―第37条）
 - 第3節 利用停止（第38条―第43条）
 - 第4節 審査請求（第44条―第46条）
- 第5章 雑則（第47条―第52条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、高幡広域市町村圏事務組合議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- （1）当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

- （2）個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

- （1）特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの
- （2）個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受

ける者を識別することができるもの

- 3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 この条例において「保有個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。
- 5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
 - (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
 - (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
 - (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- 11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

1 2 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成 1 1 年法律第 1 0 3 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）別表第 1 に掲げる法人をいう。

1 3 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成 1 5 年法律第 1 1 8 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。

（議会の責務）

第 3 条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第 2 章 個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第 4 条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第 1 2 条第 2 項第 2 号及び第 3 号並びに第 4 章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第 5 条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

（1）人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

（2）利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

（3）利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（4）取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（不適正な利用の禁止）

第 6 条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第 7 条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（正確性の確保）

第 8 条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

（安全管理措置）

第 9 条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2 以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(従事者の義務)

第10条 個人情報情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の通知)

第11条 議長は、保有個人情報情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

(2) 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(3) 管理者、監査委員、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報情報を提供する場合において、保有個人情報情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報情報を利用し、かつ、当該個人情報情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を職員に限るものとする。

5 保有特定個人情報情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中

同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第 1 2 条第 1 項	法令に基づく場合を除き、 利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供して はならない	自ら利用してはならない
第 1 2 条第 2 項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第 1 2 条第 2 項 第 1 号	本人の同意があるとき、又は 本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第 3 8 条第 1 項 第 1 号	又は第 1 2 条第 1 項及び 第 2 項の規定に違反して 利用されているとき	第 1 2 条第 5 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項及び第 2 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第 2 0 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第 2 9 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第 3 8 条第 1 項 第 2 号	第 1 2 条第 1 項及び第 2 項	番号利用法第 1 9 条

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第 1 3 条 議長は、利用目的のために又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 4 号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第 1 4 条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（仮名加工情報の取扱いに係る義務）

第 1 5 条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第 4 9 条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮

名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。)を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第3章 個人情報ファイル

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

（1）個人情報ファイルの名称

（2）個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

（3）個人情報ファイルの利用目的

（4）個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号カにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第2号において「記録範囲」という。）

（5）個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法

（6）記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

（7）記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

（8）次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地

（9）第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

- ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの
- イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
- ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
- エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
- オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
- カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル
- キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

- 3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第4章 開示、訂正及び利用停止等

第1節 開示

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手続)

第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足る事項

- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は

提出しなければならない。

- 3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第20条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- （1）開示請求者（第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- （2）開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- （3）法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- （4）国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直

な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 議長が第24条各項の決定(以下「開示決定等」という。)をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

- 2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、

第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

- 2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第25条 開示決定等は、開示請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第26条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1）この条の規定を適用する旨及びその理由

（2）残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

- 2 前条の規定による開示決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第45条第2項第3号及び第46条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

（1）第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

（2）第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。

- 3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第45条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。

- 4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（他の法令による開示の実施との調整）

第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（開示請求の手数料等）

第30条 開示請求に係る手数料は、無料とする。

- 2 公文書の写しの交付を受ける者は、当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。ただし、議会は、経済的困難その他の特別の理由があると認めたときは、当該費用の負担を減額し、又は免除することができる。

- 3 公文書の閲覧に要する費用は、無料とする。

第2節 訂正

（訂正請求権）

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- （1）開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。（訂正請求の手続）

第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第33条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第35条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第37条 議長は、第34条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(利用停止請求の手續)

第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第40条 議長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすお

それがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第42条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限の特例）

第43条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1）この条の規定を適用する旨及びその理由

（2）利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第4節 審査請求

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

（審査会への諮問）

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、高幡広域市町村圏事務組合個人情報保護審査会条例（令和5年高幡広域市町村圏事務組合条例第3号）第1条に規定する高幡広域市町村圏事務組合個人情報保護審査会（第50条において「審査会」という。）に諮問しなければならない。

（1）審査請求が不適法であり、却下する場合

（2）裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

（3）裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

（4）裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。)

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第46条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第5章 雑則

(適用除外)

第47条 保有個人情報(不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章(第4節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

第49条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(個人情報の適正な取扱いの確保)

第50条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

(施行状況の公表)

第51条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第52条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

平成 28 年 3 月 15 日
訓 令 第 1 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 管理体制（第 3 条－第 7 条）
- 第 3 章 個人情報等保護研修（第 8 条）
- 第 4 章 事務取扱担当者の責務（第 9 条）
- 第 5 章 特定個人情報等の取扱い（第 10 条－第 20 条）
- 第 6 章 個人情報等取扱業務の委託（第 21 条－第 23 条）
- 第 7 章 安全確保上の問題への対応（第 24 条－第 27 条）
- 第 8 章 監査及び点検の実施（第 28 条－第 30 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、行政手続における特定の個人の識別をするための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。）の施行に関し、高幡広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）が取り扱う個人番号及び特定個人情報の安全管理について必要な事項を定めることにより、その適切な措置及び適正な運用を目的とする。

（定義）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）特定個人情報等 個人番号及び特定個人情報をいう。
- （2）個人情報等 個人情報及び特定個人情報等をいう。
- （3）情報漏えい等 個人情報等の漏えい、滅失、毀損等をいう。

2 前項各号に規定するもののほか、この規程において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第 2 章 管理体制

（総括保護責任者）

第 3 条 特定個人情報等に係る総合的な安全管理措置を行うため、総括保護責任者を置く。

2 総括保護責任者は、管理者を持って充てる。

（総括保護管理者）

第 4 条 総括保護責任者を補佐するため、総括保護管理者を置く。

2 総括保護管理者は、前項に規定する補佐をするほか、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）特定個人情報等の安全管理に関する教育及び訓練並びに研修の企画及び実施に関すること。
- （2）特定個人情報等の取扱状況の把握に関すること。
- （3）特定個人情報等の安全管理措置の状況についての監査及び監督に関すること。
- （4）特定個人情報等の安全管理措置についての指示、指導及び助言に関すること。

(5) その他組合全体における特定個人情報等の安全管理措置に関すること。

3 総括保護管理者は、副管理者をもって充てる。

(保護管理者)

第5条 前条第2項各号に掲げる事項を実施するため、保護管理者を置く。

2 保護管理者は、特定個人情報等の安全管理のために必要な措置を講ずるため、次に掲げる事務を行う。

(1) 特定個人情報等の利用申請の承認及び記録等の管理

(2) 特定個人情報等の取扱区分及び権限についての設定及び変更の管理

(3) 特定個人情報等の取扱状況に関すること。

(4) 委託先における特定個人情報等の取扱状況等の監督

(5) その他特定個人情報等の安全管理に関すること。

3 保護管理者は、総括保護管理者から個人情報等の安全管理措置の状況について指示、指導、助言等を受けた場合、これに従わなければならない。

5 保護管理者は、組合の事務局長をもって充てる。

(副保護管理者)

第6条 保護管理者を補佐するため、副保護管理者を置く。

2 副保護管理者は、組合の租税債権管理機構の管理局長をもって充てる。

(事務取扱担当者)

第7条 保護管理者は、特定個人情報等を取り扱う職員（以下「事務取扱担当者」という。）を指定し、当該事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報等の範囲を定めなければならない。

2 保護管理者は、前項の規定により事務取扱担当者を指定するときは、その特定個人情報等の取扱事務の目的を達成するために必要最低限の人数に限るものとする。

3 事務取扱担当者は、特定個人情報等の安全管理措置を講ずるため、特定個人情報等を取得し、保管し、利用し、提供し、開示し、訂正し、利用停止し、若しくは廃棄し、又は委託処理等の特定個人情報等を取り扱う業務に従事する際、法、条例及び規則並びにその他の関連法令、この規程及びその他の訓令並びに総括保護管理者及び保護管理者の指示した事項（以下「法令等事項」という。）に従い、特定個人情報等の保護に十分な注意を払ってその業務を行うものとする。

第3章 個人情報等保護研修

(個人情報等保護研修)

第8条 総括保護管理者は、事務取扱担当者に対し、特定個人情報等の取扱いについて理解を深め、特定個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

2 保護管理者は、事務取扱担当者に対し、特定個人情報等の適切な管理のために、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

第4章 事務取扱担当者の責務

(事務取扱担当者の責務)

第9条 事務取扱担当者は、法及び条例の趣旨に則り、関連する法令等の各種規程を遵守するとともに、総括保護責任者、総括保護管理者及び保護管理者の指示に従い、特定個人情報等を取り扱わなければならない。

2 事務取扱担当者は、特定個人情報等の情報漏えい等の事実の発生又は兆候を把握した場合及び事務取扱担当者が取扱規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合

は、速やかに保護管理者に報告しなければならない。

第5章 個人情報等の取扱い

(アクセスの制限)

第10条 保護管理者及び事務取扱担当者以外の者は、特定個人情報等にアクセスしてはならない。

2 保護管理者及び事務取扱担当者は、特定個人情報等の取扱事務の目的以外の目的で特定個人情報等にアクセスしてはならない。

(複製等の制限)

第11条 事務取扱担当者は、取扱事務の目的の範囲内で特定個人情報等を取り扱う場合であっても次に掲げる行為については、保護管理者の指示に従い行わなければならない。

(1) 特定個人情報等の複製

(2) 特定個人情報等の送信

(3) 特定個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持出し

(4) その他特定個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

2 前項の規定にかかわらず、事務取扱担当者は、業務上の目的であって、かつ、保護管理者が許可した場合に限り、同項に掲げる行為を行うことができる。

(誤りの訂正等)

第12条 事務取扱担当者は、特定個人情報等の内容に誤りを発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行わなければならない。

(媒体の管理等)

第13条 事務取扱担当者は、保護管理者の指示に従い、特定個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等により、情報漏えい等を防止するための措置を講じなければならない。

(廃棄等)

第14条 事務取扱担当者は、特定個人情報等が記録されている媒体（情報機器に内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該特定個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の削除又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

(取扱状況の記録)

第15条 保護管理者は、特定個人情報ファイルの取扱状況を確認する手段を整備して、当該特定個人情報等の利用及び保管等の取扱状況について記録しなければならない。

(個人番号の利用の制限)

第16条 事務取扱担当者は、法又は条例の定める場合を除き、個人番号を利用してはならない。

(特定個人情報の提供の求めの制限)

第17条 事務取扱担当者は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）を処理するために必要な場合その他の法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第18条 事務取扱担当者は、個人番号利用事務等を処理するために必要な場合その他の法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(特定個人情報等の収集及び保管の制限)

第19条 事務取扱担当者は、法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人の個人番号を含む個人情報を収集又は保管してはならない。また、本人又は代理人から個人番号の提供を受ける際には、成りすましを防止するため、当該本人確認及び個人番号の確認を確実に行わなければならない。

(取扱区域)

第20条 保護管理者は、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、必要に応じて物理的な安全管理措置を講じなければならない。

第6章 特定個人情報等の業務委託

(業務の委託契約)

第21条 管理者は、個人情報等の取扱いに係る業務（以下「個人情報等取扱業務」という。）について外部に委託する場合、個人情報等の適切な管理を行う能力を有しない委託先を選定することがないよう、適切に選定を行わなければならない。

2 保護管理者は、個人情報等取扱業務について外部に委託する場合、委託先と交わす契約書に次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報等の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認しなければならない。

(1) 特定個人情報等に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務

(2) 再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項

(3) 特定個人情報等の複製等の制限に関する事項

(4) 情報漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項

(5) 委託終了時における個人情報等の消去及び媒体の返却に関する事項

(6) 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

(7) 従業者に対する監督及び教育に関する事項

(8) 契約内容の遵守状況について報告を求める規定に関する事項

(9) 特定個人情報等を取り扱う従業者の明確化に関する事項

(10) 委託者が委託先に対して実地の調査を行うことができる事項

3 保護管理者は、個人情報等取扱業務の全部又は一部を委託する場合、当該委託先において、法に基づき実施機関が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認しなければならない。

(委託先の監督)

第22条 保護管理者は、個人情報等取扱業務について外部に委託する場合、委託する個人情報等の秘匿性、重要性その他の性質に応じて、年に1回以上委託先における個人情報等の管理の状況を確認しなければならない。

2 保護管理者は、個人情報等取扱業務の全部又は一部の委託をする場合、当該委託先において、実施機関が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(再委託先の監督)

第23条 保護管理者は、個人情報等取扱業務の委託先において、当該業務が再委託される場合には、当該委託先に第21条第3項の措置を講じさせるとともに、再委託される個人情報等取扱業務の秘匿性、重要性その他の性質に応じて、自らが、又は委託先を通じて前条の規定により確認及び監督を行わなければならない。再委託先以降の委託先についても、同様とする。

- 2 管理者は、個人情報等取扱業務の全部又は一部の委託先において、当該業務が再委託される場合には、当該業務において取り扱う特定個人情報等の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の許可を判断しなければならない。

第7章 安全確保上の問題への対応

(事案の報告)

第24条 事務取扱担当者は、次に掲げる場合は、速やかに当該個人情報等を管理する保護管理者に報告しなければならない。

(1) 情報漏えい等の発生又は兆候を把握した場合

(2) その他安全確保上で問題となる事案が発生した場合

- 2 事務取扱担当者は、取扱規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合は、速やかに当該個人情報等を管理する保護管理者に報告しなければならない。

- 3 保護管理者は、前2項の規定により報告を受けた場合は、直ちに総括保護管理者に当該事案について報告するとともに、速やかに被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、当該調査内容も併せて報告するものとする。

- 4 総括保護管理者は、前項の規定により報告を受けた場合は、事案の内容に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を総括保護責任者に速やかに報告しなければならない。

(法令等の違反に対する厳正な対処)

第25条 管理者は、職員が法令又は内部規定等に違反する行為を確認した場合には、法令又は内部規定等に基づき厳正に対処するものとする。

(事案の再発防止措置)

第26条 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるとともに、その内容を総括保護管理者に報告しなければならない。

- 2 総括保護管理者は、実施機関及び実施機関以外の機関における事案発生状況を分析し、類似事例の再発防止のために必要な措置の検討を行うものとする。

(公表等)

第27条 総括保護管理者は、第24条第1項及び第2項に規定する事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を講ずるものとする。

第8章 監査及び点検の実施

(監査)

第28条 総括保護管理者は、個人情報等の適正な取扱い並びに法、条例及びこの規程の遵守状況について、定期及び臨時に保護管理者に監査(外部監査を含む。)を行わせ、その結果を総括保護責任者に報告するものとする。

- 2 事務取扱担当者は、前項の監査の実施に協力しなければならない。

(点検)

第29条 保護管理者は、自ら管理責任を有する個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期及び臨時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に速やかに報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、総括保護管理者は、必要があると認めるときは、その結果を総括保護責任者に報告しなければならない。

(評価及び見直し)

第 30 条 総括保護責任者、総括保護管理者、及び保護管理者は、特定個人情報等の適切な管理のための措置について、監査又は自ら行う点検の結果を踏まえ、実効性の観点から評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の適切な措置を講じなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

高幡広域市町村圏事務組合租税債権管理機構設置条例

平成 16 年 3 月 10 日
条 例 第 2 号

(設置)

第 1 条 高幡広域市町村圏事務組合規約（平成 3 年高知県指令地第 352 号。以下「組合規約」という。）第 3 条に規定する市町村税等の滞納整理に関する事務を効率的に処理するため、高幡広域市町村圏事務組合内に、租税債権の管理に関する機構を設置する。

(名称)

第 2 条 機構の名称は、高幡広域市町村圏事務組合租税債権管理機構（以下「管理機構」という。）とする。

(任務)

第 3 条 管理機構は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する市町村税、国民健康保険税及び個人県民税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費（以下「市町村税等」という。）の徴収、滞納整理に関すること。
- (2) 市町村税等の執行停止及び不納欠損処分の適否の判断に関すること。
- (3) その他滞納整理に必要な事項に関すること。

(構成)

第 4 条 管理機構は、組合規約第 9 条に規定する管理者が任命した者をもって構成する。

(職員の定数)

第 5 条 管理機構の職員定数は、高幡広域市町村圏事務組合職員定数条例（平成 3 年条例 4 号）の定めるところによる。

(委任規定)

第 6 条 この条例に定めるものを除くほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

高幡広域市町村圏事務組合滞納整理条例

平成16年3月10日

条 例 第 3 号

改正 平成19年 3月9日 条例第4号

平成30年12月7日 条例第6号

令和 4年 3月4日 条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、高幡広域市町村圏事務組合規約（平成3年高知県指令地第352号）第3条に掲げる滞納税等の滞納整理に関する事務及び高幡広域市町村圏事務組合租税債権管理機構（以下「管理機構」という。）への構成市町（以下「関係市町」という。）からの滞納整理事案（以下「事案」という。）の移管等の事務に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 滞納整理 関係市町から引受けた滞納税等に係る徴収及び滞納処分等を行うことをいう。
- (2) 徴税吏員 組合管理者（以下「管理者」という。）又はその委任を受けた管理機構の職員をいう。
- (3) 税外債権徴収職員 管理者又はその委任を受けた税外債権等の滞納整理に従事する管理機構の職員をいう。
- (4) 出納員 組合会計管理者（以下「会計管理者」という。）の委任を受けた管理機構の職員をいう。
- (5) 現金取扱員 出納員の委任を受けた管理機構の職員をいう。

(滞納税等)

第3条 この条例において、滞納税等とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する市町村税
- (2) 国民健康保険税
- (3) 個人県民税
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づく債権
- (5) 前4号に規定する債権に係る督促手数料及び延滞金、過少申告加算金並びに不申告加算金、重加算金及び滞納処分費

(事案の移管協議)

第4条 関係市町の長は、滞納税等の事案について移管を行う場合は、事案引継依頼書（様式第1号）により、管理者に協議するものとする。

(事案の引継等)

第5条 管理者は前条による協議に基づき、引受けることが適当であるか否かの判断を行い、適当であると認める事案については事案引受書（様式第2号）により、適当でないと認める事案については事案不受理通知書（様式第3号）により、関係市町の長に通知するものとする。

(事案の滞納整理)

第 6 条 管理者は滞納整理を引受けた滞納税等の滞納者に対し、納付期限を指定して徴収引受通告書兼納税催告書（様式第 4 号）及び納付書（様式第 5 号）を送付しなければならない。

2 徴税吏員は、前項の納付期限までに滞納税等が納付されない場合は、国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）の例により、滞納処分を行わなければならない。

（証票）

第 7 条 徴税吏員は、滞納税等の滞納整理に係る調査、徴収又は財産の差押等を行うときは、その身分を証明する証票（様式第 6 号）を携帯しなければならない。

2 税外債権徴収職員は、税外債権等の滞納整理に係る調査、徴収又は財産の差押等を行うときは、その身分を証明する証票（様式第 6 号の 2）を携帯しなければならない。

（滞納税等の処理）

第 8 条 徴税吏員等は、滞納整理に係る滞納税等を徴収したときは、領収証書（様式第 7 号）を滞納税等を納付した者に交付しなければならない。

2 徴税吏員等が徴収した滞納税等は、出納員を通じ会計管理者に引継をしなければならない。

（徴収金の送金等）

第 9 条 会計管理者は、前条第 2 項により引継を受けた滞納税等を安全な方法で保管し、徴収した月の翌月 15 日までに滞納整理を引受けた市町（以下「当該市町」という。）の長に送金するとともに、送金通知書（様式第 8 号）により通知するものとする。ただし、3 月と 5 月については、可能な限り当月中に送金するものとする。

2 当該市町の長は、前項の送金を確認した場合は速やかに送金受領書（様式第 9 号）を会計管理者に送付しなければならない。

3 当該市町の長は、管理機構への引渡事案について徴収金の収納があったときは、直ちに引渡事案収納通知書（様式第 10 号）により管理者に通知しなければならない。

（徴収金の受入口座の届出）

第 10 条 当該市町の長は、前条第 1 項の規定による徴収金を受け入れるため、受入口座を指定し、受入口座届出書（様式第 11 号）により管理者に届出なければならない。

2 受入口座に変更があった場合も、前項と同様とする。

（事案の変更及び取消等）

第 11 条 当該市町の長は、引渡事案について、その内容に異動又は取消等の事由が生じた場合は、引渡事案変更通知書（様式第 12 号）又は引渡事案取消通知書（様式第 13 号）により、直ちに管理者に通知するものとする。

（事案の処理状況報告）

第 12 条 管理者は、引受事案について、事案の処理状況を事案処理状況報告書（様式第 14 号）により、定期的に当該市町の長に報告しなければならない。

2 管理者は、引受事案について、次の各号いずれかに該当する事由が生じたときは、事案処理状況報告書（様式第 14 号）により、当該市町の長に報告しなければならない。

- （1）滞納者について、徴収猶予したとき。
- （2）滞納者について、換価猶予したとき。
- （3）滞納者について、延滞金の免除をしたとき。
- （4）滞納者から不服申立がなされたとき。
- （5）滞納者から訴訟の提起がなされたとき。

(6) 滞納者について、滞納処分等の強制換価手続きを執行したとき。

(7) その他報告すべき事項が生じたとき。

- 3 当該市町の長は、引渡事案について必要があるときは、管理者に対して処理状況の報告を求めることができる。

(事案の返還)

第13条 事案については、原則として引受を受けてから1年を経過する月の翌月の末日までに、事案返還通知書(様式第15号)により当該市町の長に返還するものとする。

- 2 管理者は、前項の規定にかかわらず次の各号いずれかに該当するときは、事案返還通知書(様式第15号)により、引受事案を当該市町の長に返還するものとする。

(1) 完納となったとき。

(2) 滞納処分の執行停止が適当であると判定したとき又は不納欠損処分が適当であると判定したとき。

(3) 滞納整理ができない事由が生じたとき。

(4) その他返還すべき事由が生じたとき。

(委任規定)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年 3月9日 条例第4号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成30年12月7日条例第6号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月4日条例第2号)

この条例は、令和4年3月4日から施行する。

番 号
年 月 日

高幡広域市町村圏事務組合
管理者 殿

市町村長

印

事 案 引 継 依 頼 書

高幡広域市町村圏事務組合滞納整理条例第 4 条の規定に基づき、貴機構に対し下記事案の引継ぎを依頼します。

記

引 継 内 容	
1 引継人員（実人員）	人
2 引継件数（1 年度 1 税目毎）	件
3 引継件数（期別毎）	件
4 引継滞納金額	円

※添付書類 事案引継滞納者リスト、滞納者リスト、総括説明書
財産状況一覧（その 1、その 2）、その他参考となる書類

番 号
年 月 日

市町村長 殿

高幡広域市町村圏事務組合
管理者



事 案 引 受 書

年 月 日付 発第 号で事案の引継依頼のあったことについて、下記のとおり引き受けました。

記

引 継 内 容	
1 引受人員（実人員）	人
2 引受件数（1 年度 1 税目毎）	件
3 引受件数（期別毎）	件
4 引受滞納金額	円
5 引受年月日	年 月 日

※ 添付書類 事案引受者リスト

番 号
年 月 日

市町村長 殿

高幡広域市町村圏事務組合
管理者



事 案 不 受 理 通 知 書

年 月 日付 発第 号で事案の引継依頼のあったことについて、下記について引き受けできませんので通知します。

記

引 継 内 容	
1 引継人員（実人員）	人
2 引継件数（1 年度 1 税目毎）	件
3 引継件数（期別毎）	件
4 引継滞納金額	円

※ 添付書類 事案引継不受理者リスト

租税第 号
年 月 日

様

高幡広域市町村圏事務組合
管理者

印

徴収引受通知書兼納税催告書

あなたの下記滞納市町村税等について、高幡広域市町村圏事務組合規約第3条の規定により、当機構が徴収することになりましたので通知します。

つきましては、別紙納付書により滞納市町村税等を下記納付指定日までに金融機関等において必ず納付（納入）してください。

なお、納付指定日までに完納されないときは、不本意ながら**財産の調査をした上で滞納処分（差押）を執行することになります**のでご承知おきください。

記

引継ぎをした市町村	
-----------	--

税 目	通 知 書 号	年度	期別	納期限	法 定 納期限	税 額	督 促 手数料	延滞金
						円	円	円
合 計								

納 付 指 定 日	年 月 日
-----------	-------

※この催告書の到達前に完納されている場合には、行き違いですのであしからずご了承ください。

※ 連絡先 〒785-0031 須崎市山手町1番7号

高幡広域市町村圏事務組合

租税債権管理機構

電話番号 0889-42-0000

◎ 納付の場所

- 高幡広域市町村圏事務組合租税債権管理機構
- 四国銀行本店、各支店、各出張所、各代理店
- 高知信用金庫本店、各支店、各出張所
- 高知銀行本店、各支店、各出張所
- 愛媛銀行本店、各支店、各出張所
- 四国労働金庫本店、各支店
- 幡多信用金庫本店、各支店
- JA土佐くろしお本店、各支所、各出張所、各事業所
- JA高知はた本店、各支所、各出張所
- JA四万十本店、各支所、各出張所、
- コスモス農協、各支所、各事業所
- JA津野山本店、津野山支所、各事業所

◎ 延滞金の計算方法

納期限までに納付しなかったときは、納期限に翌日から収める日まで
の日数に応じ、納めるべき税額(その税額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。))について年14.6%(納期限の翌日から1ヶ月を経過するまでの期間については年7.3%(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過するときにおける公定歩合に年4%の割合を加算した割合))の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を併せて納めなければなりません。ただし、算出した金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、納める必要はありません。

※ この納付(納入)書の納付期限を経過した市町村税は、納付ができませんので納付期限までに、上記に記載した最寄の金融機関へ納付してください。

高幡広域市町村圏事務組合租税債権管理機構

〒785-0031 高知県須崎市山手町1番7号

TEL (0889)00-0000(代表)

様式第6号の2(第7条関係)

契 印		第 号	
税外債権徴収職員証			
写 真	職 名	氏 名	
	年	月	日発行
高幡広城市町村圏事務組合 管理者			高幡広城市町村圏事務組合 税 外 債 権 管 理 機 構 用

(表)

様式第6号(第7条関係)

契 印		第 号	
徴 税 吏 員 証			
写 真	職 名	氏 名	
	年	月	日発行
高幡広城市町村圏事務組合 管理者			高幡広城市町村圏事務組合 税 外 債 権 管 理 機 構 用

(表)

- 1 本証は滞納処分に関する事務を行う場合には、必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は関係人の請求があったときは、いつでもこれを掲示しなければならない。
- 3 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 本証を紛失した時は、直ちにその旨を管理者に届けなければならない。
- 5 資格を喪失した時は、本性を直ちに返還しなければならない。

(裏)

- 1 本証は滞納処分に関する事務を行う場合には、必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は関係人の請求があったときは、いつでもこれを掲示しなければならない。
- 3 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 本証を紛失した時は、直ちにその旨を管理者に届けなければならない。
- 5 資格を喪失した時は、本性を直ちに返還しなければならない。

(裏)

原 符

高幡広域市町村圏事務組合租税債権管理機構

No.0000000 住所(事務所所在地) 氏名(名称・代表者) 殿	市 町 村 名		引受年度			個人番号			備 考
	税 目	通知書番号	年度	期別	税 額	督促 手数料	延 滞 金	過少申告・不申告・重加算金	
合 計					円	円	円	円	
領 収 金 額								億 千万 百万 十万 万 千 百 十 円	
年 月 日 領収しました。 須崎市山手町1番7号 高幡広域市町村圏事務組合租税債権管理機構 出 納 員 (現金取扱員) 印									
摘要	払込年月日		原符使用数量		払 込 金 額				検 印
	. .		自 至		円				

領 収 証 書

高幡広域市町村圏事務組合租税債権管理機構

No.0000000 住所(事務所所在地) 氏名(名称・代表者) 殿	市 町 村 名		引受年度			個人番号			備 考
	税 目	通知書番号	年度	期別	税 額	督促 手数料	延 滞 金	過少申告・不申告・重加算金	
合 計					円	円	円	円	
領 収 金 額									
					億	千万	百万	十万	万
					千	百	十	円	
年 月 日 領収しました。 須崎市山手町1番7号 高幡広域市町村圏事務組合租税債権管理機構 出 納 員 (現金取扱員) 印									
摘要	この証書は大切に保存してください。								

徴 収 金 内 訳 票

高幡広域市町村圏事務組合租税債権管理機構

No.0000000 住所(事務所所在地) 氏名(名称・代表者) 殿	市 町 村 名		引受年度			個人番号				備 考
	税 目	通知書番号	年度	期別	税 額	督 促 手数料	延 滞 金	過少申告・不申告・重加算金		
	合 計					円	円	円	円	

領 収 金 額					億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
---------	--	--	--	--	---	----	----	----	---	---	---	---	---

年 月 日 領収しました。

須崎市山手町1番7号

高幡広域市町村圏事務組合租税債権管理機構

出 納 員
(現金取扱員) _____

印

番 号
年 月 日

市町村長 殿

高幡広域市町村圏事務組合
管理者



送 金 通 知 書

貴市町村から当機構が引き受けている事案の 年 月分の徴収金については、下記のとおりです。

記

徴 収 金 額	円
徴収人員（実人員）	件
徴収件数（延件数）	件

※ 添付書類 一人別徴収金明細表

番 号
年 月 日

高幡広域市町村圏事務組合
管理者 殿

市町村長



送 金 受 領 書

貴機構から当市町村へ送金された事案の 年 月分の徴収金を受領しました。

記

受 領 し た 金 額	一金 円也（ 年 月分）
-------------	--------------

番 号
年 月 日

高幡広域市町村圏事務組合
管理者 殿

市町村長 印

引 渡 事 案 収 納 通 知 書

貴機構に対し引渡をした事案の一部について徴収金の収納がありましたので、下記のとおり通知します。

記

徴 収 金 の 収 納 事 案	
1 徴収金収納人員	人
2 徴収金収納金額	円

※ 添付書類 徴収金収納者リスト

番 号
年 月 日

高幡広域市町村圏事務組合
管理者 殿

市町村長



受 入 口 座 届 出 書

貴機構からの徴収金を受け入れる口座を、高幡広域市町村圏事務組合滞納整理条例第 10 条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

金 融 機 関 名	銀 行 ()
支 店 名	支 店
口 座 の 種 類	
口 座 番 号	

番 号
年 月 日

高幡広域市町村圏事務組合
管理者 殿

市町村長 印

引 渡 事 案 変 更 通 知 書

引渡事案の事項に変更があったので、下記のとおり通知します。

記

引 継 内 容	
1 引渡変更人員（実人員）	人
2 引渡変更件数（1 年度 1 税目毎）	件
3 引渡変更件数（期別毎）	件

※ 添付書類 引渡事案事項変更者リスト、引渡事項変更を証する書類

番 号
年 月 日

高幡広域市町村圏事務組合
管 理 者 殿

市町村長 印

引 渡 事 案 取 消 通 知 書

引継済の下記事案について、引継ぎを取消します。

引 継 内 容	
1 引渡取消人員（実人員）	人
2 引渡取消件数（1 年度 1 税目毎）	件
3 引渡取消件数（期別毎）	件
4 引渡取消金額	円

※ 添付書類 引渡事案取消者リスト、取消事由を証する書類

番 号
年 月 日

市町村長 殿

高幡広域市町村圏事務組合
管理者



事 案 処 理 状 況 報 告 書

引受事案の 年 月 日現在の状況は、下記のとおりです。

記

引 受 内 容	
1 引受人員（実人員）	人
2 引受件数（1 年度 1 税目毎）	件
3 引受件数（期別毎）	件
4 引受金額	円

※ 添付書類 引受事案処理状況一人別調書

番 号
年 月 日

市町村長 殿

高幡広域市町村圏事務組合
管理者



事 案 返 還 通 知 書

引受済の事案について、下記のとおり返還します。

記

返 還 事 案 内 容	
1 返還事案人員（実人員）	人
2 返還事案件数（１年度１税目毎）	件
3 返還事案件数（期別毎）	件

※ 添付書類 引受事案返還者リスト、引受事案返還者一人別調書

高幡広域市町村圏事務組合特別会計条例

平成 1 6 年 3 月 1 0 日
条 例 第 4 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 0 9 条第 2 項の規定により、特別会計を次に掲げる目的のため設置する。

(1) 高幡広域市町村圏事務組合滞納整理事業特別会計 高幡広域市町村圏事務組合滞納整理事業

高幡広域市町村圏事務組合租税債権管理機構一般職の任期付職員の採用
及び給与の特例に関する条例

平成 29 年 2 月 27 日
条 例 第 1 号

改正 平成 30 年 3 月 19 日 条例第 2 号
平成 30 年 12 月 20 日 条例第 8 号
令和 5 年 12 月 22 日 条例第 6 号
令和 7 年 2 月 28 日 条例第 5 号

(趣 旨)

第 1 条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号。以下「法」という。）第 3 条第 2 項及び第 7 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第 2 条 管理者は、徴税等の専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を組合内の租税債権管理機構内で確保することが一定の期間困難である場合であって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(任期の更新)

第 3 条 管理者は、前条の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

(給与に関する特例)

第 4 条 管理者は前条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付職員」という。）には、任期付職員給料表（別表）を適用する。

2 管理者は、任期付職員の職務の級を、任期付職員が従事する業務の複雑、困難及び責任の度合いに応じて、規則で定める基準に従い決定する。

第 5 条 この条例に定めるもののほか、任期付職員の給料及び手当の支給について必要な事項は、高幡広域市町村圏事務組合の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件及び含むに関する条例（平成 13 年条例第 1 号）の規定による。ただし、税務手当は同条例の規定によらず、規則で定める額を支給するものとする。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、交付の日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 19 日 条例第 2 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 12 月 20 日 条例第 8 号）
この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 12 月 22 日 条例第 5 号）
この条例は、公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 7 年 2 月 28 日 条例第 2 号）
（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

2 この条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改定後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

別表（第 4 条関係）

任期付職員給料表-

職務の級	1 級	2 級	3 級
給料月額	260,000	279,700	320,600

高幡広域市町村圏事務組合租税債権管理機構一般職の
任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例施行規則

平成 29 年 2 月 27 日

規 則 第 1 号

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、高幡広域市町村圏事務組合租税債権管理機構一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 29 年条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期を定めた採用の公正の確保)

第 2 条 管理者は、条例第 2 条の規定に基づき、職員を選考により任期を定めて採用する場合には、性別その他選考される者の属性を基準とすることなく、及び情実人事を求める圧力又は働きかけその他の不当な影響を受けることなく、選考される者について従事させようとする業務に必要とされる専門的な知識経験又は優れた識見の有無をその者の資格、経歴、実務の経験等に基づき経歴評定その他客観的な判定方法により公正に検証しなければならない。

(辞令書の交付)

第 3 条 管理者は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令書を交付しなければならない。

(1) 任期付職員（任期を定めて採用された職員をいう。以下同じ。）として採用した場合

(2) 任期付職員の任期を更新した場合

(3) 任期付職員が任期の満了により退職した場合

(職務の級の標準的な職務の内容)

第 4 条 条例第 4 条第 2 項に規定する職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、任期付職員の級別標準職務表（別表）を適用する。

(雑則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、任期付職員の採用等に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

任期付職員の級別標準職務表

職務の級	標準職務表
1 級	係長の職務
2 級	課長補佐、次長の職務
3 級	局長、課長の職務

高幡広域市町村圏事務組合と佐川町の町税等の滞納整理に関する事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、佐川町は(以下「町」という)は、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく町税、国民健康保険税及び個人県民税及びその附帯債権並びに地方自治法の規定に基づく債権及びその附帯債権(以下「滞納税等」という。)に係る滞納事案のうち、町長及び組合管理者(以下「管理者」という。)との協議により、委託処理することとなった事案に係る滞納税等の滞納整理に関する事務の管理及び執行を、高幡広域市町村圏事務組合(以下「組合」という。)に委託する。

(管理及び執行の方法)

第2条 前条に掲げる委託事務の管理及び執行については、委託された組合の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

(経費の負担方法)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、委託した町の負担とし、経費の額及び交付の時期については委託された組合の条例等の定めるところにより、組合に支払うものとする。

(連絡会議)

第4条 町長及び管理者は、委託事務の管理及び執行について連絡調整をはかるため、必要と認めたときは随時に連絡会議を開くものとする。

(補則)

第5条 この規約に定めるもののほか、委託事務について必要な事項は、町と組合が協議して定める。

附 則

- 1 この規約は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 町長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する組合の条例等が町に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

高幡広域市町村圏事務組合と越知町の町税等の滞納整理に関する事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、越知町は(以下「町」という)は、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく町税、国民健康保険税及び個人県民税及びその附帯債権並びに地方自治法の規定に基づく債権及びその附帯債権(以下「滞納税等」という。)に係る滞納事案のうち、町長及び組合管理者(以下「管理者」という。)との協議により、委託処理することとなった事案に係る滞納税等の滞納整理に関する事務の管理及び執行を、高幡広域市町村圏事務組合(以下「組合」という。)に委託する。

(管理及び執行の方法)

第2条 前条に掲げる委託事務の管理及び執行については、委託された組合の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

(経費の負担方法)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、委託した町の負担とし、経費の額及び交付の時期については委託された組合の条例等の定めるところにより、組合に支払うものとする。

(連絡会議)

第4条 町長及び管理者は、委託事務の管理及び執行について連絡調整をはかるため、必要と認めたときは随時に連絡会議を開くものとする。

(補則)

第5条 この規約に定めるもののほか、委託事務について必要な事項は、町と組合が協議して定める。

附 則

- 1 この規約は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 町長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する組合の条例等が町に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

高幡広域市町村圏事務組合と土佐市の市税等の滞納整理に関する事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、土佐市は(以下「市」という)は、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく市税、国民健康保険税及び個人県民税及びその附帯債権並びに地方自治法の規定に基づく債権及びその附帯債権(以下「滞納税等」という。)に係る滞納事案のうち、市長及び組合管理者(以下「管理者」という。)との協議により、委託処理することとなった事案に係る滞納税等の滞納整理に関する事務の管理及び執行を、高幡広域市町村圏事務組合(以下「組合」という。)に委託する。

(管理及び執行の方法)

第2条 前条に掲げる委託事務の管理及び執行については、委託された組合の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

(経費の負担方法)

第3条 委託事務の管理及び執行に関する経費は、委託した市の負担とし、経費の額及び交付の時期については委託された組合の条例等の定めるところにより、組合に支払うものとする。

(連絡会議)

第4条 市長及び管理者は、委託事務の管理及び執行について連絡調整をはかるため、必要と認めたときは随時に連絡会議を開くものとする。

(補則)

第5条 この規約に定めるもののほか、委託事務について必要な事項は、市と組合が協議して定める。

附 則

- 1 この規約は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 市長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する組合の条例等が市に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

高幡広域市町村圏事務組合職員の管理職手当
及び税務手当に関する規則

平成 1 6 年 4 月 1 日
規 則 第 1 号

(目的)

第 1 条 この規則は、高幡広域市町村圏事務組合職員の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例（平成 1 3 年条例第 1 号）第 1 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、管理職手当及び税務手当に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(手当の支給額)

第 2 条 管理職手当の支給月額、本俸の 1 0 %とする。

2 税務手当の支給月額は、6 , 0 0 0 円とする。

(支給方法)

第 3 条 手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高幡広域市町村圏事務組合職員懲戒等審査委員会規則

平成 29 年 9 月 1 日

規 則 第 2 号

（設置）

第 1 条 高幡広域市町村圏事務組合職員の分限及び懲戒に関し必要な事項を審査するため、高幡広域市町村圏事務組合職員懲戒等審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）に基づく処分等について、管理者の求めに応じて調査審議し、その結果を報告するものとする。

- （１） 法第 28 条に基づく分限処分
- （２） 法第 29 条に基づく懲戒処分
- （３） その他管理者が特に必要と認めるもの

2 前項第 2 号に掲げる懲戒処分の種類及び程度の決定に当たっては、人事院が定める懲戒処分の指針を参考として、過去の事例や処分の対象となる行為が社会に与える影響等を総合的に考慮し、適正に決定するものとする。

（組織）

第 3 条 委員会は、構成市町の副市長及び副町長を委員として組織する。

- 2 委員会に委員長を置き、副市長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定した委員がその職務を代理する。

（会議）

第 4 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員長及び委員併せて 4 人以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、委員会において決定した事項については、成案して速やかに管理者に報告しなければならない。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その

意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(当事者の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、当事者並びに関係者に出頭を命じ、その弁明又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高幡広域市町村圏事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条
第1項の機関の事務の委託に関する規約

(行政不服審査会の事務の委託)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、高幡広域市町村圏事務組合（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務の処理を高知県（以下「乙」という。）に委託する。

(委託事務の管理及び執行の方法)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の当該委託事務の管理及び執行に関する条例、規則、規程及び高知県行政不服審査会の定め（以下「条例等」という。）によるものとする。

(委託事務に要する経費の支弁の方法)

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担とし、甲は、これを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、高知県知事と高幡広域市町村圏事務組合管理者とが協議して定める。

(その他委託事務に関し必要な事項)

第4条 委託事務に適用される乙の条例等が制定され、又は改廃された場合においては、乙は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和2年8月1日から施行する。

(規約の告示)

2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。